【朝日新聞朝刊 2017/10/25】

性被害者 救済の仕組みを」

伊藤詩織さんが手記、会見

ジャーナリストの伊藤詩織

くこと、レイプ被害にあっえ、社会の意識を変えてい

た人を敷済するシステムの

ブ被害を訴えている

さん(28)が手記を出版し、 東京・有楽町の日本外国特 東京・有楽町の日本外国特 にしていなかったが、10月 にしていなかったが、10月 に手記「ブラックボックス」 (文芸春秋刊)を出版したこ とを機に公表。英語と日本 語でスピーチし、「捜査や 語でスピーチし、「捜査や

性は「 た。 が、9月に「不起訴相当」 に不服の申し立てをした 疑で捜査されたが、嫌疑不 BS記者の男性と都内で飲 の議決が出た。この際、男 て、警察に告訴。準強姦容 まない性行為をされたとし 食した際に、意識を失い望 整備が必要だ」と話した。 為を認定されたことは 十分で不起訴処分となっ 伊藤さんは2015年4 今年5月に検察審査会 就職相談のため、元T 一連の経過で犯罪行

> をなく、今回でこの案件は 完全に終結した。一部報道 完全に終結した。一部報道 完全に終結した。一部報道 の表行・脅迫を受けたと証 の暴行・脅迫を受けたと証 の暴行・脅迫を受けたと証

ことは変わらない。3年後

の見直しでさらなる議論が

明できないと罪に問えない

[HUFFPOST 2019/3/28]

■伊藤詩織さん支援の会発足

意識を失った状態で性行為を強 要されたとして、ジャーナリスト の伊藤詩織さん(29)が元TBS記 者の男性に慰謝料など1100万円の 損害賠償を求めている訴訟で、伊 藤さんの裁判を支援する会が10 日、発足した。都内で開かれた発 足集会には、約150人が参加。伊 藤さんの弁護団は、2017年12月に 第1回口頭弁論が開かれた後は非 公開の弁論準備手続きが続いてい ることや、刑事事件で不起訴とな った男性側から今年2月に1億3 千万円の慰謝料や謝罪広告の掲載 を求める反訴が行われたことなど を説明した。支援方法など詳細 は、会のHP(https://www.ftw shiori.com/) .

■就活生セクハラ防止対応を

元財務事務次官によるセクハラ 事件などを受け、職場のセクハラ 防止対策を強化するための男女雇 用機会均等法などの改正案が、国 会に提出された。審議入りを前に、 女性研究者らで作る団体が11日、 国会議員や関係省庁の担当者らを 交えた意見交換会を東京・永田町 で開き、就活生らのセクハラ被害 には対応できない、と指摘した。 NEWS 2019/03/F28/E 19/3049) JST

伊藤詩織さんが「カルバン・クライン」のキャ ンペーンに起用 トランスジェンダーのモデル も

国際女性デーに動画のキャンペーンが続々...

中村 かさね (Kasane Nakamura)

アメリカの有名ブランド「カルバン・クライン」がアジアで展開している国際女性デーのキャン ベーン動画「MY STATEMENT(マイ・ステートメント)」に、日本からフリージャーナリストの 伊藤詩識さん(29)が参加している。

カルバン・クラインは、「劇造的なカルチャーや力強く意見を発信するアジアの女性たちを讃えます」として、アジアの10人の女性たちが見つけたそれぞれの「自分らしさ」と「成功」を描いた。

今年の国際女性デーのテーマでもある「#BalanceforBetter (より良いパランス)」について、10人 に独自の解釈を探求してもらい、彼女たちの力の源を写真や動画を通して表現している。

What empowers you? #MYCALVINS #InternationalWomensDay pic.twitter.com/JguzpXgCxi
— CALVIN KLEIN (@CalvinKlein) 2019年3月8日

キャンペーンでは、10人全員が登場する動画が3月8日の国際女性デーに合わせて公開され、その後 は1人ずつの動画が順次公開されていった。

日本では性被害を告発したジャーナリストとして、どちらかといえば険しい表情で登場することが 多い伊藤詩織さんだが、カルバン・クラインの動画では、リラックスした柔らかな表情が印象的 だ。

伊藤さんは自身のFacebookで「今まで『被害者』をはじめ色々なラベルが付けられましたが、今回 は『サイレントブレーカー』という新しいラベル付けをされました。被害者より、ずっといい』 と、キャンベーンへの参加を報告している。

「女性デー」だから考えたい、トランスジェンダー女性の 生きづらさ

カルバン・クラインのキャンペーンには、もう一人。今年の国際女性デーを象徴するモデルが参加 している。トランスジェンダーのモデル、アンジャリ・ラマさん。ラマさんは、ネパールの農村で 男の子として生まれた。家族に女の子として生きたいと告げ、モデルとしてのキャリアを選んだラ マさんは、たくさんの偏見に苦しむことになった。

2017年にインド最高峰のファッションショーのランウェーを歩いたラマさんは、動画の中で「私の一番の夢は世界を駆け渡ること」と語る。

「ありのままの自分を愛し、受け入れること」が、ラマさんのアイデンティティーの源だ。

女性への差別職廃や地位向上を考える国際女性デーに、心と体の性が一致しないトランスジェン ダーの女性にも祝福を、という動きが今年は広がった。

性的少数者 (LGBTなど) の鉄酸を支援するJobRainbow (ジョブレインボー) も、国際女性でトラ ンスジェンダーの女性の日常を描いた動画「#ForAllWomen」を公開した。

動画では、実在のトランスジェンダー女性3人を起用し、それぞれの実体験をもとにストーリーを作成した。

「あなたはあなたのままでいい。」

言うのは簡単です。

けれど私たちは知っています。

あなたがそうしたくても、世界がそれを阻んでくるのだということを。#ForAllWomen #トラ ンスジェンダー女性は女性だ #世界国際女性デー pic.twitter.com/DhlkMAkaNJ

— JobRainbow (@JobRainbow) 2019年3月7日

「前向きになれた」「このままで良いんだと安心した」など、前向きな反応があったという。

【毎日新聞朝刊 2019/1/26】

パワハラ防止策 7割賛成

ら回答を得た。

パワハラ防止義務化の実効性を 高めるため、国に望む対策(複数回答)

悪質な事業者 に対する企業名 公表や行政処分 51% 社員研修への 財政支援

優良事業者への 保険料負担軽減 などの優遇措置

事例収集や表章

(ADR)の整備



10 マガジンに登録する企業の には約7割の企業が賛成し ント」がまとめた。法制化 パンテッジリスクマネジメ ルヘルス事業大手の「アド 人事担当者らにインターネ ト調査し、 昨年12月、同社のメ

政府が通常国会で法案提

るものの、その4割近くは 何らかの取り組みをしてい 針を示している従業員のパ国が企業に義務付ける方 アンケート結果を、メンタ 1十分だと感じているとの ハラスメント対策につ 既に約8割の企業が 企業規模は 満の企業では33%にとどま %だったが、従業員50人未 組んでいるとした企業は80 と「パワハラ」の練引きの難 題としては7割寄が「指導」 管理職研修などが多く、課 置や社内規定での明文化、 的な対策は、相談窓口の設 5割近くに上がった。 異体 製造業では不十分の割合が %、不十分としたのは38%。 が十分と感じているのは40 った。実施中の企業で対策 しさを挙げた。 パワハラ対策に既に取り

> ことへの連和感もあった。 念や法で画一的に規制するの風通しが悪化するとの懸

針があれば漫選しやす きく上回った。

「法律が後ろ盾になる」と

いう期待が高い一方、

が賛成し、反対の4%を大

「共通の指

防止措置の義務化には89%

出を目指しているパワハラ

どく

従業員1000人未満が83

260社回答課題は「指導」との線引き

を挙げた。中小企業では「研

農業者の公表や行政処分」

修への財政支援」、

負担軽減などの優遇」を求

では「優良企業への保険料

める割合も高かった。

回答は、

51%が「悪質な

望む対策 (選択肢から複数

実効性を高めるため国に

ることがうかがえる。 方を身につけることが必要 識と解決のための受け止め ニケーション不全に陥って はパワハラを恐れてコミュ として共通指針を求めてい た」と指摘する。【清水健】 「企業が対策のよりどころ 同社の烏越慎二社長は 部でも正し

飲め、ブタ」お前もヤケドしろ

た。昨年も湾通業関係 象に職業別労組UAゼ 従事する約3万人を対 シーなどせ カスハラを経験して に公妻した「カスハラ」 ンセンが実施し、9月 2 一。外章でタク ービス無に

相次ぐ偽装などで企業など消費期限や産地の 切な対応を録音し、同社 不信が探まり、増加の 雪印乳業の集団食中務 を開卵に追い込んだ 件とされる。その後も 連をたどる。 さらに、こと数年で

頼んだユーザー 御は1 りとなった。 な実施が初めて洋き彫 ビデオデッキの修理を へが精神疾患になって たことが判明。深刻 クレーマー 1000年、1000年 が不変

差蔵職を引き金の一つ

うど重いクレ

えば、かえって顕真ク

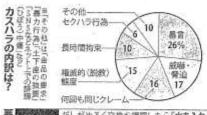
押さな強まる格

- ハラスメント」の落で、画の労働政策等をクレームで企業責が苦しむ「カスタマー」 ハラスメント 子を川はるか 質量はな

ではないようだ。

は企業への不信感だけ

社会疲弊し不寛容に



だしがぬるく交換を提案したら「水を入れ

値サービス中に何度も体形をけなされる。 面臓のない害から電話で「死ね。殺す。つ ぶれてしまえ。生きている価値なし」

かづらさげて、なにやってんだ」

要求が適らなかったら地域をあげて店を

学生へ静かにするよう注意したら携帯電 話で写真を撮られ、「SNSへアップする」

サービス券の併用を断ったら、店を出た 後も電話で繰り返ししかられた

「俺を知らないとはふざけるな」

客の靴を別の客が輝いて帰ってしまったら、 朝まで正座させられ誤戦を受け、弁備した 店に電話をかけてきたり、プレゼン

主流は反社会的勢力だ 理不定なクレーマ タントの標用聴きんは ったが、今や一般市民 「2000年ごろまで と話す。その背景 はクレ 近づくこれからの時期 とある。クリスマスが

職会(労政署)でも職論となった。

カスタマー

の悪質なグレ

日ごろの影響を晴らそ やけば華やぐはど格理 えるという。「まちが確 ムが大きく増

うか見極める必要があ

ドラマ「リスクの

生しやすい」と話す。 専門の池内裕美・関西 で過期労働が改善され いるとも一因とと 人教授は「多くの企職 また、消費心理学が し不寛容になっ 。社会全体が

や従業員はどんな防衛 見送った。では、 スハラを問題視しつ してきた労政書は、 許容限度設定を パワハラ対策を検討 らといって 真も 荒くなる。 怖いか 危機管理コンサルタン 神様」などを駆停する 怒れば大きな声で言

の白井邦芳さんは

異らにぶつけている」 粉権難識を高め、 20年ほどで消費者保護 は「消費者過失達」 点も重視する。 に拍車がかかって イラを立場の弱い従業 一部の消費者が 50 難すべき点があるかど

クレー人は本来、商品かないことに。客からの る指摘は「先入観を痴 める声で、企業側は改 やサービスの改善を求 専門家たちに共通す

殺す 13

さらには、こと 策を取るべき

悪質なカスハラとはっ

超えたら毅然とした線対応できないラインを るが、相手がこれ以上 その上で「レッドラ 度で断る。お客様あっ んは言う。 妻だ」と前出の機川さ の企業だが一 ンを設けることが大 一を増やすこと 一社会議念

就活OB訪問の女子大生に 大林組社員がわいせつ行為

スマホアプリで知り合う

逮

就職活動でOB訪問に来た20代の女子大学

生を自宅マンションに連れ込んでわいせつな 行為をしたとして、警視庁三田署は強制わい せつの疑いで、大手ゼネコン大林組の社員、 宗村港(むねむら・みなと) 容疑者(27) - 東 京都港区=を逮捕した。容疑を一部否認して いる。

宗村容疑者は女子大学生と喫茶店で会い、

「パソコンを見ながら説明したほうがいい。 近くに事務所があるから行かないか」と言っ て、東京都港区のマンションの部屋に連れ込 んだという。2人は就活生と社会人をつなぐ スマートフォンのアプリ「VISITS B」を通じて知り合ったとみられる。

逮捕容疑は今年1月27日、港区のマンショ

ンの部屋で女子大学生にわいせつな行為をし たとしている。1月下旬に女子大学生が同署 へ被害届を提出。同署はアプリを通じて他の 学生とも会っていたとみている。

大林組は「逮捕されたことは誠に遺憾。事 実関係を確認し、適切に対応していく」とコ メントした。

【産経新聞朝刊 2019/3/16】

♠ 就活生にわいせつ 不起訴

就職活動中の女子大学生にわい せつな行為をしたとして大手ゼネ コン「大林組」(東京都港区)の 社員の男性(27)が先月18日に警視 庁に強制わいせつ容疑で逮捕され た事件で、東京地検は15日、男性 を不起訴とした。地検は理由を明 らかにしていない。

【産経新聞朝刊 2019/1/9】

睡眠薬使った性犯罪 急増

睡眠導入剤などを悪用した 性犯罪が相次いでいる 平成 女子中学生に薬物を飲ませた 29年 県2人を、神奈川県警が単独 4月 刺わいせつ容疑などで逮捕 12月 20代女性に藤製導入部が 入った過ぎ飲ませた例を、誓 視庁が原強制わいせつ容疑 などで建補 30年 女子高校生に帰収業が入っ 5月 た飲み物を飲ませた男を、栃 木県警が単接制性交換傷容 疑などで逮捕 7月 20代女性に顕微導入剤が 入ったサラダを食べさせた男 警視庁が単強制性交容 10月 女子高校生に誰親導入剤が った飲み物を飲ませた男 署視庁が準備制わいせつ 容疑で逮捕 睡眠導入剤などを使った 性犯罪の特徴と対処法 無関係入前の使用が終われる状況 * 急に耐えられないほど嵌くなった ■ 体が思うように動かなかった ■ 意識がもうろうとした 申記憶がない、達切れ途切れても 1.125.1 ■ いつもほしないような行動をして 被害に通ってしまったらい ■ 妊娠や性症染症を疑い、医療機関で受診 業務や支援密口に相談する 動食物の残りや食器があれば根証時に持 1内側由ホールページから抜粋 に入れないの

デートレイプドラッグ 竹幕 デートレイフトラック 力に使われる側取得入例などの 道称、飲むと取くなったり、体に力が 入らなくなったりするほか、歩行や会 話ができていても、記憶がなくなった り、適切れ途切れになったりする場合 かある。知時間で作用する糖試導入剤 は集の成分も早期に体内から排出され るため、即行の証拠が残りにくい。

グルトに

に相談を、と呼びかけ はもため、専門家は

何かあればすぐ相



就活セクハラ」 企業の対策急務

合いの紹介で男性社員と会 在学中の一祚学春、知りの私立大を卒業した。 だいか

スもあり、専門家は「企業はOB肪間を社員任せに寝入りを強いられている。刑事事件に発展するケー 問題となっている。「情報を得たい」という気持ち業の男性社員から受ける「就活セクハラ」が深刻な、意味活動中の女子学生がOB訪問で知り合った企 せず対策を構じるべきに」と強調する につけ込む単劣な行為だが、立場の関い学生は泣き問題となっている。「情報を得たい」という気持ち

OB訪問で性

犯罪

学生は防衛策を

も採用の権限があるという ・ のりキス含れたり、家に来 ・ では「自侵能はかりで、正 性は「自侵能はかりで、正 ・ で で強いお顔を飲まされ、配 → 層だった。 2軒目のパー → 層だった。 2軒目のパー 話を持ち出してきて「むけ 酔状態になった後に、 靈

問いた」と振り返る。

増しているが「出会い系サ

ンションに連れ込んでわい 対話中の女子学生を自宅マ 邀補されている。 に管視庁が、 今年に入って相次ぐ。2月 を飲ませて温暖したとして 〇日訪問を狙った犯罪も 大手ゼネコン イトのような動機で登録す る社員が一部にいる」(探

究所の上田晶美代表は 用コンサルタント)

2所の上田晶製代表は「本ハナマルキャリア総合研

生は企業名などで検索でき 大学や勤務先を登録し、 知り合った。社会人が出身 日訪問伊介アプリで社員と 大林組の事件では、女子

ひんという社員教育を徹底 ないという社員教育を徹にし ないという社員教育をでは対策の ないという社員教育をである。 ないという社員教育をである。 ないという社員教育をである。 ・ で会うことを勧める。一方、 ・のようなオープンな場所 ・のようなオープンな場所 マー 来ならえないと奏く。 ・ 関した方が、待遇など育様 ・ 関した方が、待遇など育様 ・ 関した方が、待遇など育様 ・ で見などで忙しいため ・ な情報を得やすい。ただ后

元住商社員 就活生に暴行 女子学生の宿 知人を介 み 雇した。 者の同僚も同席、 迷惑をかけることになり、 6日、三好容疑者を懲戒解 はその際、カー 部屋に送った。 重ねておわびする」とコメ 中のほかの学生にも不安と に心からおわびする。 で部屋に侵入したという。 女子学生を2人でホテルの 事件を受け、 同僚と別れた後に1人 同社は「女子学生 ドキー 住友商事は 三好容疑者 泥酔した

は、ころ情る。8月に都内 ラ被告を受けた女性(22) な」。第1窓翼だった会社 な」。第1窓翼だった会社 「私は舞り起きることが

OB訪問時の セクハラ被害 防衛策

- カフェや レストラン などのオー ブンな場所 で会う
- 夜の訪問や面談中の飲酒 を避ける
- できる限り同性と会うようにする
- 仲介アプリに安細に頼ら す。信頼できる人の紹介 で会う

警視庁準強制性交容疑で逮捕

を盗

は26日、 えたとして、警視庁中央署 を泥酔させ、 員の三好琢也容疑者(24) (東京都北区滝野川) 就職活動中の女子大学生 「住友商事」元社 性的暴行を加 を準

【読売新聞朝刊 2019/3/27】

強制性交などの容疑で逮捕 発表によると、三好容疑 容疑を認めている。 就職活動中の に誘い、 この日は上京し、 泊先のホテルの部屋に侵入 翌2日未明、 るなどして泥酔させた上、 20歳代の女子学生を飲食店 に商社への就職を相談して して知り合った三好容疑者 して乱暴した疑い。 女子学生は地方在住で、 酒を一気飲みさせ

た。

いた。

飲食店には三好容疑

就活

10か国調査研究 性犯罪に対する処罰 世界ではどうなっているの?

~誰もが踏みにじられない社会のために~



2017年に刑法の性犯罪規定が改正されました。110年ぶりです。強姦罪は「強制性交等罪」になり、男性が被害に遭った場合も処罰されることになり、刑も重くなりました。(3年以上の懲役→5年以上の懲役)。それでも、未だに性暴力の被害にあって泣き寝入りをせざるを得ない人がたくさんいます。もっと被害者を守れる、より良い制度を実現するために、以下のような法改正が課題となっています。

- 強制性交等罪(レイプ)における暴行・脅迫要件をなくすことにより、同意なき性行為を広く 処罰対象とすること
- ・ 未成年者の性的自己決定権に配慮する形で性交同意年齢を引き上げること
- ・ 地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を拡大すること
- ・ 性犯罪に関する公訴時効を撤廃又は停止すること
- パートナーや恋人との間の同意なき性行為について適切に処罰することセクシュアル・ハラスメントを犯罪とすること

そこで、HRNでは、米国、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、フィンランド、韓国、台湾の性犯罪に関する規定を調査しました(2018)。その結果、どの国も日本より進んでいることがわかりました!



(2019年2月)

6

Q1 むりやり性行為をした加害者が なぜ処罰されないの?

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(2017年度調査)によると、女性の7.8%、男性の1.5%が、無理やりに性交などをされた経験があると答えています。ところが、警察庁によると、2016年の強姦罪の認知件数は989件、被害にあった人の一握りにすぎません。では勇気を出して被害届を出し、受け付けられた人のうち、その訴えが認められたのはどれくらいでしょう。2016年に全国の検察庁が取り扱った強姦罪のうち、起訴された事例は36%に過ぎません。

なぜでしょうか。日本では、レイプ罪が成立するためには、暴行・脅迫、心神喪失などの厳しい要件が求められています。そのため、レイプの被害にあった女性の多くが、「暴行・脅迫の証拠がない」と言われ、警察で取り合ってもらえなかったり、加害者が起訴されないなど、泣き寝入りをしているのが現状なのです。海外ではどうでしょうか。

暴行・脅迫等がなくてもレイプが成立する国

スウェーデン レイプ罪 2018年法改正 Yes Means Yes

刑法第1条 レイプ

自発的に参加していない者と性交をし、または侵害の重大性から鑑み性交と同等と認められる性的行為を行った者は、レイプ罪として2年以上6年以下の拘禁刑に処する。相手方が自発的に性的行為に参加しているか否かの認定にあたっては、言語、行動その他の方法によって、自発的関与が表現されたか否かに特別の考慮が払われなければならない。

以下の場合は、自発的関与があると認定することは許されない。

- 1. 襲撃、暴行、犯罪行為・他の犯罪に関する刑事告訴や不利益な情報提供に関する脅迫の結果として性的行 為に参加した場合
- 2. 無意識、睡眠、深刻な恐怖、酩酊その他の薬物の影響、疾患、身体障害、精神障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を行為者が悪用した場合暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。
- 3. 相手方が行為者に依存する関係にあることを濫用して、相手に性的行為に参加させた場合、暴行・脅迫・全体状況に照らし、犯罪が深刻でないと判断された場合は、行為者を4年以下の拘禁刑に処する。

刑法第1条A 過失レイプ罪

第1条の罪を犯した者が、相手が自発的に参加していなかったことについての注意を著しく怠った場合、過失レイプ 罪として4年以下の拘禁刑に処す。但し行為が状況に照らし深刻でないと認められる場合は、加害者の刑事責任は 問われない。

出所:ヒューマンライツ・ナウHP「10か国調査研究 性犯罪に対する処罰 世界ではどうなっているの?」(2019年2月4日)

イギリス 2003年性犯罪法 NO Means NO

第1条 レイプ

- (1)次の各号の全てに該当したときは、この者(A)は、罪を犯したものとする。
 - (a) Aが故意に、自己の男性器を他人(B)の膣、肛門又は口へ挿入したとき
 - (b) Bが当該挿入に同意しないとき
 - (c) Bが同意するとAが合理的に確信していないとき
- (2)Bが同意すると確信することが合理的か否かは、Bが同意するか否かを確認するためにAが講じたあらゆる 措置を含むすべての状況を考慮して、決定するものとする。

カナダ 性的暴行罪

被害者の同意のない性行為は全て「性的暴行(Sexual assault)」として処罰される。 そして、刑法第273.1条第2項は、以下の場合には同意は認められないとする。

- (a) 合意が、被害者以外の者の言葉又は行為によって示される場合。
- (b) 被害者がその行為に同意することができない場合。
- (c) 被告人が、信頼、権力又は権限のある地位を乱用して、被害者にその行為を行うよう勧めた場合、被害者が 言葉や行為により、その行為を行うことについての合意の欠如を示した場合、又は性的行為を行うことに同意 した被害者が、言葉や行為によって、その行為を引き続き行うことについての同意がないことを示した場合。

アメリカ・ニューヨーク州法

第3級レイプ罪(最も軽いレイプ罪・但し重罪とされる)の要件。

- 1. 男性又は女性が、17歳未満であること以外の理由で同意する能力がない他人と性交した場合。
- 2. 21歳以上の男性又は女性が、17歳未満の他人と性交をした場合。
- 3. 男性又は女性が、同意能力がないこと以外の理由で同意なく性交をした場合。

ドイツ レイプ罪 2016年法改正

刑法第177条第1項

他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行い、その者に性的行為を行わせ、又は、第三者に対する若しくは第三者との性的行為をその者に対して遂行若しくは甘受させた者は、6月以上5年以下の自由刑に処する。

刑法第177条第2項第1号 行為者が、その者が反対意思を形成又は表明できない状況を利用した場合。 刑法第177条第2項第2号 行為者が、その者が身体的又は精神的状態に基づき、意思形成又は表明が著

行為者が、その者が身体的又は精神的状態に基づき、意思形成又は表明が著しく 限定されている状況を利用した場合。但し、行為者がその者の同意を得た場合を

除く。

刑法第177条第2項第3号 行為者が驚愕の瞬間を利用した場合。

刑法第177条第2項第4号 行為者が、抵抗した場合には被害者に深刻な害悪が生じる恐れがある状況を利

用した場合。

暴行・脅迫等の要件を求める法制度の国 ~ それでも日本より広くレイプ罪を規定しています~

フランス

レイプ罪(刑法第222-23条)

暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行う、他人に対するあらゆる性的挿入行為は、15年以下の拘禁刑に処する。

セクシュアル・ハラスメント罪(刑法第222-33条)

「性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為は、2年以下の拘禁刑又は3万ユーロ以下の罰金に処する。」

ここがポイント!

多くの国が暴行・脅迫という要件をなくし、被害者の同意の有無のみに基づいて性犯罪としています。そして、暴行・ 脅迫などの要件がある国でも、日本より緩やかな要件で犯罪が成立するとしています。また、信頼関係や依存関係 からイヤと言えない関係を悪用した場合もレイブが成立するとしています。

フィンランド

刑法 レイプ罪

- (1) 他人に対する直接の暴力の行使又はその脅迫によって同人に性交を強制した者は、レイプ罪として、1年以上6年以下の拘禁刑とする。
- (2) また、意識の喪失、疾患、障害、畏怖状態、又は他の無抵抗状態に乗じて、防御できない又は意思を形成 若しくは発することが出来ない者と性交をした者もレイプ罪とする。

刑法第5条 性的虐待罪

- (1) 自己の地位を濫用し、以下の(a)ないし(d)のいずれかの者を唆して性交、その他の実質的に性的自己決定権を侵害するような性行為、又は行為の服従に及んだ者は、性的虐待罪として罰金又は4年以下の懲役とする。
 - (a) 18歳未満で、学校又は他の機関において行為者の権限又は監督の下に置かれ、又はその他の行為者に従属する立場にあった者。
 - (b) 18歳未満の者で、その性的自己決定権が、未成熟及び年齢さのために実質的に行為者に劣っている者に対し、行為者が未成熟さに乗じたことが明白である場合。
 - (c)病院その他の機関において患者となっている者で、自己を防衛し、又は意思を形成若しくは発する ことが、疾患、障害、又はその他の無気力な状況のために実質的に阻害されている者。
 - (d)特に行為者に依存した者で、行為者が依存に乗じたことが明白な場合。

韓国

第 297 条(レイプ)

暴行又は脅迫により、人をレイプした者は、3年以上の有期懲役に処する。

第 302 条(未成年者等に対する姦淫)

未成年者又は心神微弱者に対し、偽計又は威力により、姦淫又はわいせつな行為をした者は、5年以下の懲役に 処する。※対象年齢は13~19歳

出所:ヒューマンライツ・ナウHP「10か国調査研究 性犯罪に対する処罰 世界ではどうなっているの?」(2019年2月4日)

第 303 条(業務上威力等による姦淫)

 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力により、姦淫した者は、 5年以下の懲役又は1500万ウォン以下の罰金に処する。

2. 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、7年以下の懲役に処する。

台湾

刑法第221条

「男女に対し、暴行、脅迫、脅嚇、催眠術又はその他意思に反する方法を用いて性交した者は、3年以上10年以下の 有期懲役に処する。」

刑法第228条

「性交するために、家族、後見人、家庭教師、教育者、指導者、 後援者、公務員、職業的関係、その他同種の性質の関係にある ことが理由で、自身の監督、支援、保護の対象になっている者に 対する権威を利用した者は、6ヶ月以上5年以下の有期懲役刑に 処する。前項で定める関係にありながら、その者に対してわいせつ 行為をした者は、3年以下の有期懲役刑に処する。」



Q2 性交同意年齢 なんで日本は13歳なの?

性交同意年齢=同意の有無に関わらず性行為をしたら犯罪になる年齢は?

13歳 日本·韓国

14歳 ドイツ・台湾

15歳 フランス・スウェーデン、

16歳 カナダ・イギリス・フィンランド

カナダ 2008年の法改正で原則14歳から現行の16歳に引き上げられた。

性的搾取(刑法第153条)

- (1)若者(16歳以上18歳未満の者)に対して信頼や権限のある立場にある者、若者がその者と依存の関係にある者、若者との関係が若者を搾取する関係である者が、(a)性的な目的で、直接的又は間接的に、身体の一部または物で、若者の身体の一部を触った場合、(b)性的目的で、直接的又は間接的に、身体の一部又は物を使って、他人の身体(誘い、助言し又はそそのかした者自身の身体及びその若者の身体を含む)を触るよう、誘い、助言し又はそそのかした者は、罪を犯している。
- ※12歳又は13歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が2歳未満で、信頼、権限又は依存の関係がなく、又は、他の 若者の搾取の関係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第150.1条第2項)。つまり、パートナーが12歳 又は13歳より2歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

また、14歳又は15歳の者は、年上のパートナーとの年齢差が5歳未満で、信頼、権限又は依存の関係がなく、又は、他の若者の搾取の関係がない限り、性的行為に同意することができる(刑法第150.1条第2.1項)。つまり、パートナーが14歳又は15歳より5歳以上年上の場合、性的行為は犯罪となる。

勧告 調査に基づく勧告

<u>魂の殺人・・女性をはじめ多くの人々を苦しめる、</u> 深刻な性暴力被害をなくすために、私たちは求めます。 海外で実現したことは日本でも実現できるはずです。

勧告1: 暴行・脅迫要件の撤廃 - 同意のない性交等行為を処罰対象に

勧告1-A:不同意の性行為をすべて処罰対象に

強制性交等罪、強制わいせつ罪から、暴行・脅迫の要件を撤廃し、相手方の同意・自発性のない性行為はすべて 「強制性交等」「強制わいせつ罪」として処罰対象としてください。そして相手方の自発的意思が明示・黙示に表現されていないのに性交等をすることは処罰対象とする、"Yes Means Yes"の法制を導入してください。

勧告1-B:加重要件としての暴行・脅迫

暴行・脅迫は加重類型の処罰としてください。

勧告1-C: 同意要件の定義の明確化

同意の要件については被害者保護に欠けることのないよう、諸外国の法令を参考に明確に規定してください。 同意がないこと、自発的でないことの例示として、諸外国の例をもとに、暴行・脅迫や心神喪失、抗拒不能にとどま らない広範な例を列挙してください。

特に、恐怖、権限関係の利用、酩酊、疾患、心身の障害等の脆弱な状況により拒絶ができなかったことは、同意の 存在が否定される場合として列挙されるべきです。この観点から、準強制性交等罪、準強制わいせつ罪の「心神喪失」 「抗拒不能」の要件を緩和すべきです。

勧告1-D: 同意の認識に関する過失罪の採用

相手方の同意に関する合理的確信がない場合、相手方の自発的意思の確認に関する注意を著しく怠った場合も 有罪とする法制を採用してください。

勧告1-E: 同意不取得の場合の処罰対象化

同意を得ないで人に対し性的行為を行うことを強制する罪を処罰してください。

勧告2: 子どもの保護

勧告2-A: 性交同意年齢の引き上げ

性交同意年齢を少なくとも原則として、16歳まで引き上げてください。

勧告2-B:子どもであることの加重要件化

子どもに対する性犯罪は加重処罰してください。

勧告2-C: 相手の年齢に関する誤認の処罰対象化

相手方が16歳未満であった場合において、行為者が、相手方が16歳以上であることについて合理的な根拠に基づき確信していなかったときも犯罪としてください。

勧告2-D:子どもに対する地位利用等の処罰対象化

親権者、監護者だけでなく、学校、施設等の管理監督者、教師、施設職員、同居者、依存、搾取等の関係にある地位の者が子どもに性行為をした場合は処罰の対象としてください。

勧告3:優越的地位や関係性を利用した性的言動に対する処罰

勧告3-A:独立の処罰類型として明確化

優越的地位や関係性を利用して性行為を行う場合を処罰する 法改正をしてください。

<u>勧告3-B:セクシュアル・ハラスメントに対する刑事罰の導入</u> セクシュアル・ハラスメントを明確に禁止し、セクシュアル・ハラス メント行為を処罰する規定を導入してください。

勧告3-C:公務員による性犯罪等の厳罰化

公務員の性犯罪およびセクシュアル・ハラスメントについて、厳格 な制裁規定を導入すべきである。



出所:ヒューマンライツ・ナウHP「10か国調査研究 性犯罪に対する処罰 世界ではどうなっているの?」(2019年2月4日)

集計結果について

	件数	総件数
	(最賃割れ、過労死ライン超えを除く)	
セクハラ	3	വ
妊娠	0	-
暴力	55	137
強制帰国	2.8	6 4
ケガに対応せず	3	6
病気	2	က
労災	0	-
指導厳しい	9.1	275
いじめ	8	2 0
中計	183 (重複除外) (上記合計は190)	5 1 5

全体件数:2870人

(8.1%)1927人 最賃割れ:

(10%) 過労死ライン越え:289人 (%89) :1950人 最賃割れ or 過労死ライン超え

(%6) 266人 最賃割れ and 過労死ライン超え:

3年 その他の不適切取り扱い(重複除外):18 3件、74%が違法の疑いを含め、受入側の不適切な取り扱いによるもの 13 N

全 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

(時效)

この法律の規定による賃金(退職手当を除く。)、災害補償その他 この法律の規定による退職手当の請求権は五年間行わな 時効によつて消滅する。 の請求権は二年間、 い場合においては、 第百十五条

出所:「野党による平成 29 年分失踪技能実習生聴取票(個票)まとめ」より山井和則事務所作成

入国前は20万円と聞いていたが、実際は7~8万円。最賃割れ。失踪して最 賃以上の仕事へ。失踪理由は低賃金で「最賃以下」にはマークせず。 実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票

《書注書》	ALCOHOLOGICAL PROPERTY.	THE REPORT OF THE PARTY.	BRIGHT HATCHES IN		PERSONAL PROPERTY.		
事件書号			号		- Frankling		Tr.
案件区分	口摘発	口 出頭中告	口身柄引取	口その他			
適条	①法24-	4-17	②法24-		2		
調轄・地域	中国	ロベトナム	ロインドネシア	ロライリピン	ロタイ・	口 その他(- 3
性別	赵男	口女					
最終在留實格	口 技能実習1	号□技能実習2-	号口 技能実習3号	9	1120		
	口研修	口 特定活動(3	a設・透鉛・その他) 口 旧技能疾習1号	日本衛門 20	111	
※特定性勤の(その他)	は、祖和皇における日日	ERN2		職種名 🗶	建设书棋	OF I	
◇失調 動機につ	NO 12 12 1		HER PLANTS	《 数数 数 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	TOTAL THE ST	THE RESERVE	1
原因·理由·目的	等的任賃金	□ 低質金(契約	的賃金以下)	□ 低質金(最低	賞金以下)	口労働時間が	長い
※複数回答可	口暴力を受け	たロ帰国を強制	された	□ 保証金、渡知	代費用の狙収		
	口 実習終了後		口 指導が厳しい	ロその他()	
入国後、失踪する	を全での期間	2	年2月				
う通出し得期に	OLVE SEED OF	TAKE SAME IN	Carry Propin			Telegraphic	
送出し機関を知っ	た経緯	口 報為·加入紹介	は低いインターキッ	トロブローカー	口 その他()	
送出し機関に払っ		1207	円(帰閣後の返金	が有る場合は、強い		, 1145	
内駅	口 激航旅費(F		□ 旅祭·查証費	THE RESERVE AND ADDRESS OF THE PARTY AND ADDRE	(F)	
,50000	□ 荣養·光熱側	E(#	3)	口日本語牌習到		P9.)	Mis.
	口 逃出事教料			ロギの他(名目		/	F
会出し機関以外に		NC 22	711	円 内訳			77
	口 悟入(借入先	· 口貌族 口様行	7 口送出機頭 口	1その他()	/ 借入租_		FI)
	日 自己資金 5法・担保の有無	□ 帰國後遊済		計割(分割返済部		田))	
	好自己資金	□ 帰國後遊済	(口一括 口分	計劃(分解返済部 吾 □ 分割(分			
借入金の返済が	好自己資金 5法・担保の有額	口 傳画後返済 口 実習禁間中: 提保・保証人	(口一括 口分	E 口分割(分			
借入金の返済7 関係内容	好自己資金	口 傳画後返済 口 実習禁間中: 提保・保証人	(ロー括 ロ分から返済(ロー計	E 口分割(分	割透薄额 月	三三三三)	
借入金の返済7 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係	は 自己資金 方法・担保の有無	口 傳画後返済 口 実習禁間中: 提保・保証人	(ロー括 ロ分から返済(ロー語) から返済(ロー語) 入国前の説明	E 口分割(分	割透薄额 月	三三三三)	
借入金の選済が (借入金の選済が を習内容 引続格与 入国前の股明	は 自己資金 方法・担保の有無	口 帰園後返済 口 楽智期間中: 担保・保証人 イナギー 2-9万	(ロー括 ロ分から返済(ロー系) から返済(ロー系) 入国前の説明 円/月	音 口分割(分 口間じ	割透薄额 月	円)	W. C.
借入金の選済が の を で を で の で の の で の の の の の の の の の の の の の	(2) 自己資金 方法・担保の有無 (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	口 帰園後返済 口 楽智期間中: 担保・保証人 イナギー 2-9万	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 から返済(ロー語 入園前の説明 円/月 円/月	音 口分割(分 口間じ	割返済額月	円)	
借入会の返済7 受容内容 引機給与 入国前の股明 さから控除され 入国前の説明	が自己資金 方法・担保の有無 の有無 の の の の の の の の の の 有無 の の の の の	口 帰園後返済 口 楽智期間中: 担保・保証人 イナギー 2-9万	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 入園前の説明 円/月 円/月 円/月	西 口分割(分) 口間に 批明者	割返済額月	四 説明なし	711-54
借入会の返済プ を習内容 引続給与 入国前の限明 合与から控除され 入国前の説明	が自己資金 方法・担保の有無 の有無 の の の の の の の の の の 有無 の の の の の	口 帰園後返済 口 楽智期間中: 担保・保証人 イナギー 2-9万	(ロー括 ロ f) から返済(ロー f) 入国前の説明 円/月 円/月 円/月	西 口分割(分) 口間に 批明者	割返済額月	四 説明なし	
借入会の返済7 受替内容 引続給与 入国前の股明 合与から控除され 入国前の説明 分働時間 入国前の説明	は自己資金 方法・担保の有無 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	口 帰国後返済 口 楽習期間中: 担保・保証人 2-2/3/1 2-2/3/1 2-3/1	(ロー括 ロが から返済(ロー括 入国前の限明 円/月 円/月 円/月 時間/通 時間/通	□ 分割(分 □ 同じ 戦明者 戦明者	割返済額月	円)) 一説明なし一説明なし一説明なし	
借入会の返済プ で習内容 可認給与 入国前の股明 合与から控除され 入国前の説明 分働時間 入国前の説明	対自己資金 方法・担保の有無 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	口 帰国後返済 口 楽習期間中: 担保・保証人 2-2/3/1 2-2/3/1 2-3/1	(ロー括 ロが から返済(ロー括 入国前の限明 円/月 円/月 円/月 時間/通 時間/通	□ 分割(分 □ 間じ 鋭明者 説明者 説明者	割返済額月	四)) ・ 説明なし ・ 説明なし ・ 説明なし ・ 説明なし	
借入会の返済7 で習内容 日報給与 入国前の股明 合与から控除され 入国前の説明 入国前の説明 次第一次である。 次の有無	は自己資金 方法・担保の有無 の数明あり る金額(天熱費等 日 説明あり と観明あり	口 帰国後返済 口 楽冒期間中: 担保・保証人	(ロー括 ロが から返済(ロー括 入国前の限明 円/月 円/月 円/月 時間/通 時間/通	□ 分割(分 □ 間じ 鋭明者 説明者 説明者	割返済額月	四)) ・ 説明なし ・ 説明なし ・ 説明なし ・ 説明なし	
借入会の返済7 で習内容 可能給与 入国前の設明 の会から2 の会の説明 の場合 入国前の説明 入国前の説明 次の有無 労場所	は自己資金 方法・担保の有無 の数明あり る金額(元熱費等 の説明あり と説明あり	□ 帰国後返済 □ 楽冒期間中: 担保・保証人 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-2	(ロー括 ロがから返済(ロー括 入国前の設明 円/月 円/月 円/月 円/月 時間/選 時間/選	回 □ 分割(分) □ 間じ 説明者 説明者 説明者。	割返済額月 □異なる 分生を記載してく □ 不定	日)) 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数明なし	
借入金の返済プ を習内容 利総与の設計 入国前の設計 入国前の説明 入国前の説明 入国前の説明 次の有無 労場所 労場の存	は自己資金 方法・担保の有無 の数明あり る金額(天熱費等 以明あり と説明あり を対した。 と記明あり を対した。 を対した。 と記明あり を対した。 と記明あり を対した。 と記明あり を対した。 と記明あり を対した。 と記明あり を対した。 と記述を というできます。 というでもな というでも。 というできます。 というでも といる とっと。 というでも とっと。 というでも というでも とっと。 というでも とっと。 といる とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと	□ 帰国後返済 □ 楽冒期間中: 担保・保証人 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-2	(ロー括 ロがから返済(ロー語 入国前の設明 円/月 円/月 円/月 円/月 時間/選 時間/選 ・	□ 分割(分 □ 開じ 説明者 説明者 説明者 □ 農井県従事者	割返済額月 □異なる 分生を記載してく □ 不定	日)) 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数明なし	
借入金の返済が で習内容 に対した。 にがし、	は自己資金 方法・担保の有無 の数明あり る金額(天熱費等 以明あり と説明あり を対した。 と記明あり を対した。 を対した。 と記明あり を対した。 と記明あり を対した。 と記明あり を対した。 と記明あり を対した。 と記明あり を対した。 と記述を というできます。 というでもな というでも。 というできます。 というでも といる とっと。 というでも とっと。 というでも というでも とっと。 というでも とっと。 といる とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと	□ 帰国後返済 □ 楽冒期間中: 担保・保証人 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-2	(ロー括 ロがから返済(ロー語 入国前の設明 円/月 円/月 円/月 円/月 時間/選 時間/選 ・	回 □ 分割(分) □ 間じ 説明者 説明者 説明者。	割返済額月 □異なる 分生を記載してく □ 不定	日)) 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数明なし	
借入金の返済プ を習内容 利利の 利利の 利利の 利利の 利力の 利力の 対対の 利力の 対対の 対対の 利力の 対対の 利力の 対対の 対対の 対対の 対対の 対対の 対対の 対対の 対	は自己資金 方法・担保の有無 の数明あり る金額(天熱費等 以明あり と説明あり を取りまり を取りまり を取りまり	□ 帰国後返済 □ 楽冒期間中: 担保・保証人 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-2	(ロー括 ロがから返済(ロー語 入国前の設明 円/月 円/月 円/月 円/月 時間/選 時間/選 ・	□ 分割(分 □ 開じ 説明者 説明者 説明者 □ 農井県従事者	計返済額月 □異なる ・	日)) 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数朝なし 日数明なし	
借入金の返済プ 経営内容 経経的の設計 会の返済プ 経対の自動の に会から変が 会のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	は自己資金 方法・担保の有無 の数明あり る金額(元熱費等 の説明あり と説明あり を到ります。 は明あり を到ります。 は明あり を到ります。 を対しまする。	□ 帰国後返済 □ 楽冒期間中: 担保・保証人 20万 20万 20万 20万 20万 20万 20万 20万	(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括	□ 分割(分 □ 開じ 説明者 説明者 記明者 □ 農井県従事者 □ 農井県従事者	計返済額 月 □ 異なる	四)) 財制なし 財制なし 財制なし 財制なし 対明なし 本的他(
借入金の返済プ を習内容 利利を与りでは のので のので	は自己資金 方法・担保の有無 の数明あり る金額(天熱費等 以明あり と説明あり を取りまり を取りまり を取りまり	□ 帰国後返済 □ 楽冒期間中: 担保・保証人 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-27 2-2	(ロー括 ロがから返済(ロー語 入国前の設明 円/月 円/月 円/月 円/月 時間/選 時間/選 ・	□ 分割(分 □ 開じ 説明者 説明者 説明者 □ 農井県従事者	計返済領 月 □ 異なる	四)) 財制なし 財制なし 財制なし 財制なし 対制なし ・対・ ・ 不明 その他(, A
借入金の返済が を習内容 利利を自動の を引起として、 ののでは、 のので	は自己資金 方法・担保の有無 の数明あり る金額(元熱費等 の説明あり と説明あり を到ります。 は明あり を到ります。 は明あり を到ります。 を対しまする。	□ 帰国後返済 □ 楽冒期間中: 担保・保証人 20万 20万 20万 20万 20万 20万 20万 20万	(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括	□ 分割(分 □ 開じ 説明者 説明者 記明者 □ 農井県従事者 □ 農井県従事者	計返済額 月 □ 異なる	四)) 財制なし 財制なし 財制なし 財制なし 対制なし ・対・ ・ 不明 その他((A)
借入金の返済が が では では では では では では では では では では	は自己資金 がは、担保の有無 の数明あり る金額(突熱養等 の説明あり を放明を実施 があり の数明あり を放明を実施 の表明 の表明 の表明 の表明 の表明 の表明 の表明 の表明	□ 帰国後返済 □ 楽冒期間中: 担保・保証人 20万 20万 20万 20万 20万 10世 10世 10世 10世 10世 10世 10世 10世	(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括	□ 分割(分□ 円□	計込済領 月 □ 異なる	四)) 財制なし 財制なし 財制なし 財制なし 対制なし ・対・ ・ 不明 その他((A)
借入金の返済が を習れる を引起として、 を引起として、 を引起として、 を引起として、 を引起として、 を引起として、 を引きる。 を を を を を を を を を を を を を	は自己資金 がは、担保の有無 の数明あり る金額(突熱養等 の説明あり を観りあり を取ります の表り の表り の表り の表り の表り の表り の表り の表り	□ 帰国後返済 □ 楽冒期間中 担保・保証人 12 至 2-9万 20万 30 42 □ なし □ 帰体作業員 □ 7干円以下	(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括	日分割(分 日間に 説明者 説明者 説明者 記明者 日本知の記 日本日本記事者 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	対応済額月 □異なる □ 不定 □ 不定 □ 日本人 (□男 □女) 接触回数	四)) □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 社 □ での他(
借入会の返済プ を習内容 引統4年 入国前の股明 合与から控除され 入国前の説明 分働時間 入国前の説明	は自己資金 がは、担保の有無 の数明あり る金額(突熱養等 の説明あり を放明を実施 があり の数明あり を放明を実施 の表明 の表明 の表明 の表明 の表明 の表明 の表明 の表明	□ 帰国後返済 □ 楽冒期間中 担保・保証人 12 至 2-9万 20万 30 42 □ なし □ 帰体作業員 □ 7干円以下	(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括 ロガから返済(ロー括	日分割(分 日間に 説明者 説明者 説明者 記明者 日 五百 日 日本 日 1万円以上	計込済領 月 □ 異なる	四)) 財制なし 財制なし 財制なし 財制なし 対制なし ・対・ ・ 不明 その他(

入国前は15万円の説明が、実際は7万円で、週72時間労働(月120時間残業で過労 死ライン超え)。最賃割れなのに、低賃金にマークがなく、「暴力を受けた」が理由。 実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票

高体器号	A. Propinsi and Park		5	Colombia (186			400
550 000 000 000	口摘針	口出頭中含		女子の他			
東洋区分 商争		440	(2)法24-	声での他			
畑宗 国籍・地域	①法24-	コベトナム	C/08/24-	カライリピン	-06/-	口 その他(
世曜・TSAX 作別	な多	ロカトナム	ロイントインノ	Pa stores	D 24	D COR	
ILM 最終在爾資格			号口 技能实習3号				
ER 10 TT 100 TM 111	口研修	A CAMPAGE BOX III	通投・遺船・その他	addict new rooms up see a street	s branes.		
Marin of the same	」は、影響度における後		MEDIC MENTIL CANIC	職種名	建试作	举 3	
大針面模片		STATE AND ST	COLD VAL	CONTRACTOR OF STREET	2420000000	and const	500
NAME OF TAXABLE PARTY.	等口 低質金	口 併言会/級	約官金以下)	□ 低實金〔最氣	(単の以下)	口 労働時間が	SLLY.
※複数回答可		た口機関を強制		□ 保証金、波4		- 37 miles	
or the section in the			口指導が厳しい		Maria or Electrical)	
(国後,失踪す		1010000 W/ V	的2年間	CI COSE		**	
送出 (新聞)	COLUMN TO THE OWNER OF THE OWNER OWNER OF THE OWNER OW	INCHES SACRED	THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH	A District Street	CONTRACTOR OF THE PARTY OF	TO HAVE HAVE	20/15
出し機関を知っ	Control of the Contro	rhylmst. an c an	↑ □ 広告・インターネッ		D Andt/	SOCIAL PROPERTY.	
出し機関に払			円(帰国後の返金			LVG	
内限 内积	口室航旅費(□ 旅祭・査証券		円)	
PYINT	口来費・光勢引	17	4)	□ 日本語鉄管		円)	
	口 送出手数料	77 74	9)			, HI	
		(c) (c)	17.	口その他(名目	Fi.		
出し機関以外/				円 内訳	/ 借入報		
金の調選方法		- 口解源 口線	日 四路出機関 口	その他(/ 借入報_	#3 5CM	四)
昔入金の返済プ	口 自己資金 方法・担保の有無		ロ その他((ロ 一括 ロ 分 から返済 (ロ 一括				
POPEN	方法・担保の有無	□ 実管規間中 担保・保証人	(ロー語 ロ分から返済(ロー語	5 口分割(分	新返済額 月	<u>(E)</u>))	
習内容	方法・担保の有無	口 実習期間中 担保・保証人 タ ま ツ	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 から返済(ロー語 入国前の説明	5 口分割(分		円)) 円)) ロ 設明なし	al co
習内容 設結与	方法・担保の有無	□ 実管規間中 担保・保証人	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語)	5 口分割(分 口側に	新返済額 月	日()) 口 設勢なし	N PP
習内容 観結与 入霊前の説明	方法·担保の有無 を が 使列あり	口 実習期間中 担保・保証人 タ ま ツ	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 から返済(ロー語 入国前の説明 円/月 円/月	5 口分割(分	新返済額 月	<u>(E)</u>))	N PP
習内容 磁給与 入画前の説明 与から控除され	方法·担保の有無 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	口美智期間中担保・保証人 9 まま 37 2 A 37 5 A	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 から返済(ロー語 入国前の説明 - 円/月 - 円/月 - 円/月	5 口分割(分 口側に	新返済額 月	円)) □ 説明なし	
習内容 磁給与 入調前の説明 与から控除され 入国前の説明	方法·担保の有無 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	日美智期間中担保・保証人 タ まま タファ カファム カファム カファム カファム	(ロー語 ロ分から返済(ロー語	5 口分割(分) 口間に 説明者	新返済額 月	日()) 口 設勢なし	A COLOR
習内容 磁結与 入国前の説明 与から控除され 入国前の説明 動時間	方法·担保の有無 が説明あり る金額(光熱費等 説明あり	口 実習期間中担保・保証人 ・ 全型・ ランク・ ラング・ ラング・ ラング・ カング・ カンス	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語 入国前の説明 円/月	日 日分割(分) 口 同じ 説明者 説明者	新返済額 月	円)) 一説明なし 一説明なし 一説明なし 	3 41
習内容 総結与 入国前の説明 与から控除され 入国前の説明 動時間 入国初の説明	方法·担保の有無 が説明あり る金額(光熱費等 説明あり	ロ美智期間中担保・保証人 ・ 名 ま ま ま え か か か か か か か か か か か か か か か か	(ロー語 ロ分から返済(ロー語	日 日 分割(分) ロ 間に 脱明者 脱明者 脱明者	新返済報 月 力集なる	円)) □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし	
習内容 観結与 入事的の説明 与から控除され 人国前の説明 動時間 入園前の説明	方法·担保の有無 (別期あり る金額(光熱費等 (説明あり)	ロ美智期間中担保・保証人 ・ 名 ま ま ま え か か か か か か か か か か か か か か か か	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円 円 月 川田	日 日 分割(分) ロ 間に 脱明者 脱明者	新返済報 月 力集なる	円)) □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし	
習内容 総結与 入事的の説明 分から被診され 入事前間の説明 計画制の説明 対面制の説明 対面制の説明	方法・担保の有無 が説明あり る金額(光熱養等 説明あり 口限明あり	ロ美智期間中担保・保証人 ・ 男子 アート ・ カンス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円 円 月 川田	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	新返済報 月 力集なる	円)) □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし	
習内容 総結与 入与から控除され 入場時間 入間前の役明 大田前の役明 大田前の役明 大田前の役明 大田前の役明 労場所	方法・担保の有無 が説明あり る金額(光熱養等 説明あり 口限明あり	ロ美智期間中担保・保証人 ・ 男子 アート ・ カンス ・ カ	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円 円 月 川田	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	新返済報 月 か異なる	円()) 一説明なし 一説明なし 一説明なし 一説明なし ご 正説明なし 	
習内容 競結与 のおりの説明 のお前の説明 のお前の説明 のの前の説明 のの方 のの方 の所容 の所容 の所容	方法・担保の有無 が説明あり る金額(光熱養等 が説明あり 口 説明あり 口 説明あり	ロ美智期間中担保・保証人 ・ 男子 アート ・ 男子 アート	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円 円 月 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川 川	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	新返済報 月 か異なる	円()) 一説明なし 一説明なし 一説明なし 一説明なし ご 正説明なし 	72.50
習内容 競給与 の動心を の動いで 動いで の動いで の動いで の の の の の の の の の の の の の	方法・担保の有無 (契明あり る金額(光熱養等 が説明あり 口限明あり 口限明あり	ロ美智期間中担保・保証人 ・ 男子 アート ・ 男子 アート	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円ノ月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円 ノ 通 一口 工員	□ 分割(分 □ 同じ ・ 説明者 ・ 説明者 ・ 説明者・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	新返済報 月 か異なる	円()) 一説明なし 一説明なし 一説明なし 一説明なし ご 正説明なし 	AL CO
習内容 競給与の設明 入与か動的の設明 動力の動力の 動力の 動力の 動力の の の の の の の の の の の の の の	方法・担保の有無 が説明あり る金額(光熱養等 が説明あり 口説明あり 口説明あり 口説明あり 口説明あり 口説明あり 口説明あり 口説明あり	ロ美智期間中担保・保証人 ・ 男子 アート ・ 男子 アート	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円ノ月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円 ノ 通 一口 工員	□ 分割(分 □ 同じ ・ 説明者 ・ 説明者 ・ 説明者・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	新返済報 月 の異なる	円()) 一説明なし 一説明なし 一説明なし 一説明なし ご 正説明なし 	対象が
習内容 競給与の設明 人与小面前の設明 動力の動力の動力の の一面が の一。 の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一。 の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が の一面が 。 の一面が の一。 の一。 の一。 の一面が 。 の一。 の一。 の一。 の一。 の一。 の一。 の一。	方法・担保の有無 が説明あり る金額(光熱養等 が説明あり 口説明あり 口説明あり 口説明あり 口説明あり 口説明あり 口説明あり 口説明あり	ロ美智期間中担保・保証人 ・ 男子 アート ・ 男子 アート	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語 入国前の説明 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円ノ月 円ノ月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円ノ 月 一円 ノ 通 一口 工員	□ 分割(分 □ 同じ 脱明者 説明者 説明者。 □ 具本章収字章 □ 1万円以上	新返済領月 の実なる 一 不定 ロ ホステス等後条業	四別等なし □脱明なし □脱明なし □脱明なし □脱明なし □脱明なし □脱明なし □ ・	
智内容 総合与の設計の の動きを の動きを の動きを の動きを の動きを の動きを ののする ののする ののででする ののででする ののででする ののでする ののでで ののでで ののでで ののでで のので のので のので	方法・担保の有無 が説明あり る金額(光熱養等 が説明あり 口説明あり のあり のあり のおり のおり のおり のおり のおり のおり のおり のお	□ 実育期間中 担保・保証人 タ ま 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語	□ 分割(分 □ 同じ 脱明者 説明者 説明者。 □ 具本章収字章 □ 1万円以上	新返済報 月 か異なる の 不定 ・ ローホステス等後事業 ・ ロー不定	四()) □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ での他()	
習内容 競技与の設明 の表示の の表示の の表示の の表示の の表示の の表示の の表示の の表示の の表示の の表示の の表示の の表示の の表示の を表示ono を表示ono を表示ono を表示ono を表示ono を表示ono を表示ono を表示ono を表示ono を表示ono を表示ono を表示ono を表示ono を を を を を を を	方法・担保の有無 が説明あり る金額(光熱養等 が説明あり 口説明あり のあり のあり のおり のおり のおり のおり のおり のおり のおり のお	□ 実育期間中 担保・保証人 タ ま 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語	□ 分割(分 □ 同じ 脱明者 説明者 説明者。 □ 具本章収字章 □ 1万円以上	新返済報月 の異なる 一 不定 一 ホステス等機業業 □ 日本人	四()) □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ での他()	
習内容 総合与の設明 を対しています。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	方法・担保の有無 が説明あり る金額(光熱養等 が説明あり 口説明あり のあり のあり のおり のおり のおり のおり のおり のおり のおり のお	□ 実育期間中 担保・保証人 タ ま 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語 内の 説明 の 説明 の 説明 の 円 の 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 日 日 日 万 円 以下 国籍・地域	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	新返済報月 の異なる 一 不定 一 ホステス等機業業 □ 日本人	四()) □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ での他()	
智術を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	方法・担保の有無 が説明あり る金額(光熱養等 が説明あり 口 説明あり の 説明あり の 説明あり の 記し の 記し の 記し の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ の こ	□ 実育期間中担保・保証人 ・	(ロー語 ロ分から返済(ロー語 ロ分から返済(ロー語 内の 説明 の 説明 の 説明 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の 別 の	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	新返済報月 の異なる 一 不定 一 ホステス等機構業 口 日本人 (口男 口女)	四()) □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ 説明なし □ での他()	
留内容の 一個の 一個の 一個の 一個の 一個の 一個の 一個の 一個	方法・担保の有無 が説明あり る金額(光熱養等 が説明あり 口 説明あり こ 表り こ ま干円以下 こ また こ	□ 実育期間中担保・保証人 ・	(ロー語 ロ分析 の	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	新返済領月 の異なる の 不定 の ホステス等後季業 の 日本人 ロ 女) 接触回数	四() 田説明なし 日説明なし 日説明なし 古説明なし 本等 一子の他(年齢	

出所:法務委員長室における聴取票閲覧により山井が書き取ったもの

パネルの写し

出所:法務委員長室における聴取票閲覧により山井が書き取ったもの 2019年4月24日 衆議院法務委員会 山井和則 配付資料 11

実習実施機関から失踪した技能実習生	Eに係る聴取票
-------------------	---------

○ 容疑者について				
事件世号 案件区分				
進条				
国籍·地域				
±30				
最終在晉寅格				
FRENCH TEORI G. HERCESTANDENS				
○失踪動機について				200
原因·瑪由·目的等				
+ 5 + 4				
入国後、失踪するまでの期間				
◇遊出し機関について				
送出し機関を知った経緯				
送出し機関に払った金額				
内积				
1				
選出し機関以外に払った金額				
資金の間達方法				
借入金の返済方法・担保の有無				
	es and a			
担保・保	胚人			
◇医習実施模器について				
奥智内容 -				
月頓給与				
入国前の原列 給与から技除される金額(光熱費等)				
入園前の説明				
労働時間				
入国前の説明				
就労について 指導反領室実施時は振勁	でも失踪技に就労害家が	おれば海道の就学學を対	使してください。	
就労の有無・	a description of the best	april of the Control of the Control	ED CHICCO	
 軟勞場所				
就劳内容·				
報酬(日額換算)				
失踪後の住居				
◇就労先を斡旋した者について				
斡旋者の有無				
氏名(性別)				
在個カード番号				
接触時期				
斡旋者との関係				
幹货手数料				
〇特記事項等(※雇用主から失踪実習生の所	8介表について 聴取した場	合は、人定等を記載)		

出所:山井事務所からの請求により行政文書開示された法務省資料

実習生 、低賃金に不満

の無限はり目、 立憲国主義を教覚 ヒアリング 外軍人 改正案で受け入れ拡大不満が続出。政府は同 野党、待遇改善が先

労働者の受け入れを拡 を目指すが、野党は実改に案で受け入れ拡大 習生の実態究明や特遇

も病院に行かせてもら (33)は「休臓が悪くて

鹃。 職が たない む大坂荻子弁護士は 者と呼ばれている」と 逃げ出した人も 『英際 らの支援活動に取り 「実置生は自発的な転 実習生失踪も後を絶 仕事がきつ過ぎて 國民民主党の山 切許されてい 。外国人労働者 在

「外国人の権利を守る 仕組みづくりを優先す を示す り得ない」と強調した。 側は「失踪者の調査結 実習生の実態調査結果 人数に加え、失踪した 新たな在留價格で受け 裁督担当者のに対 払いな、日本人ならあ 野党は、 よう要求。 回省

井和町氏は「残霊代本 へれる労働者の見込み 同席した法

べきだ」と求めた。

果は提供方法を検討す などと述べるにと 「青木純」

入世法改正案に関する野党合同の会合 で、自らの体験を話す外間からの実管 生ら--- 国会内で12日、川田緊急撮影

顕金や長時間労働への った。実際生からは低 生を対象とした合同ヒ 閣議に向け、 **介る人物法改正案の** リングを国会内で行 技能実習 た。カンボジア人女性 ヒアリングには約20だと過程する方針だ。 改善を優先させるべき 人の実習生が参加し 作 業 生からは「午前8時半からに「午前8時半上かった」「残業代は時かった」「残業代は時かないた」な 制

残

業

どめた。

る

外国人労働者受け入れを巡る問題で禁かれた野党合同ヒアリングで、自身の体 法改正案を巡り、 日、野党の求めで国会に呼ばれ、関係省庁の 外国人労働者受け 外国人技能実習生らが八 人れを拡大する 入链難民 党聞き取り

り自殺を図った。

一

ð ま

の願いも無視され、

飛び韓

つ病の治療を受けてい

事を与えられず、配置転換 を振り返った。 静岡県の製紙工場での生活 Cald要を拭い、日本語で

上司から仕

中国人女性の史職職さん

した。仕事を頑張っても認一させてもらえない」 「職場でいじめに遭いま」めてもらえない 残業も

事故、除染作業など、過酷な実態を摂ながら 担当者らに窮状を吐露した。パワハラや労災

に断えた。(小野沢健木)-日立勢人解魔の面

学

モンゴルの実習生士

場で働いた中国人男性の六人。岐阜県の段ポール

る中国、

ベトナム、

カンボ

働組合などに相談して す」と力ない声で話した。

この日招かれたのは、

労

な専門人材に限っていた政 成立を目指している。高度 管離民法改正案の臨時国会 め、在留雲格を新設する人 労働者受け入れ拡大のた 関連を受け、 入管法改正案「拙速」批判強く 継を受け、政府は外国人人手不足に悩む経済界の ている。

験を踏す史耀華さん後ら外隅人技能実験生=8日、田会で

勝手の良い労働力とみなす 外国人を使い 問題点も挙げられている。 ある。 が、やってきたのは人間だれわれは労働者を求めた 示すため、技能実習生が国 時間労働や賃金不払いに苦 った」という作家の言葉が 会に招かれた。(他田悌一) しむ外国人労働者の実情を 移民国家スイスでは「わ この日は

遺法な長

を目指すが外国人労働者の 日の衆院護議入りを目指し 本人雇用への影響を懸念す 「拙速」の批判は強い。日かになっておらず「生素え」 受け入れ業種や規模は明ら 政府は来年四月一日施行

は閣議決定し、 就労を可能とする。 二日に 雨を転換、緑純労働分野の 与党が十三 る声のほか、

深夜まで 働 時給

技能実習の課題残し 改正案審議

た」と訴えた。

8日に野党が開いた法案

了日の参院予算委では、

する政府に対し、野党が追及を強めている。実習生へ制度の課題を残したまま、新制度の議論を進めようと た法律の効果もみえない 収正案の国会響議が来週にも始まる。 人権侵害などが絶えず 外国人労働者の受け入れ拡大をめざす出入国管理法 ▼社会面==日立、9人解雇 改善を図るために施行され パワハラといじめに遭 外国人技能集習 政府が来年4月の導入を目に関する合同ヒアリング。 るためとして、過酷な労働れている実習生の実態を知 技能」に移ることが想定さ 指す新たな在留資格「特定

図った」。静資県の氏印しビルから飛び降りて自殺を 額以下の)300円だって、時給は(最低賃金の学 時から深夜の時まで働い 代の中国人女性も 阜県の鎌製工場で働いた50個人女性は誤声だった。蚊 会社で働い いていた30代の中。静岡県の紙加工 子前8

時部分、国会内、岩下穀場野鹿いを述べた後、運を拭う技能思いを述べた後、運を拭う技能

労働法令違反があった 技能実習生受け入れ企業 5000 (カ肝) 4000 の事業場数 3000 2000 1000 B000 その他 技能実習生の 失踪数 7000 インドネシア - ミャンマー - カンポシア 6000 222 5000 4000 3000 2000 14 15 16

保護された実習生18人を招 環境に耐えかね、支援者に

先にすべきだとい 安倍置三首相はこれに対

った。異面もできず会社の

だが、 轍を踏みかねないと危ぶ 由人権協会の旗手明理事 まったく同じ規定だ れ企業に義務づけて れ企業に義務づけている。 同等以上の報酬」を受け入 働く外国人には「日本人と は、量低資金以下での労働 技能実習制度に詳しい 特定技能の資格を得て これは技能実習生と 白

果たしてい 日本労働弁護団の第一 も根強い 八れ窓口となる監理団体 人権侵害の歯止め役を

うちら人が転替した。 98年に始まった実 130 δę 響適下化法で されるが、実態は低質金の 腎制度は国際貢献が目的と への罰則を設け スが多いとされる。

也

府は昨年11月20行の技能実 単純労働者として扱われる け、実習の監人権侵害行為 り検 政

億で明示しないと、 証を 員会で、 t 年のベースを上回る 司法相は1日の衆院予算委督を強めた。だが、山下貴 除した実習生が18年上半期 にした。過去最多だった昨 「報酬報を客観的な数 受ける たと明らか れ先から失 4 野党 結局は

新在留資格よ

議員から実習制度の検証を能」の導入について、野党 新しい在閣資格「特定技 **う指摘が** 留でご担禰頂いたところの 答弁。山下法相も「技能実 関をしっかり継保する」と 実際、入管法の改正案でつくる」と応じた。 おいては日本人と同等の報し「新たな受け入れ制度に 反省に立って新 い制度を 実習制度では実習生の受

民間団体を想定するが、民人を支える登録支援機関にも、特定技能「1号」の外国 政府の姿勢を「このままで 間任せだけでは同じ問題を は問題の拡大につながるの 今回の改正案 という意見 郎

衆議院議員 山井和則

回答のお願い

下記について、4月1日(月)17時までに、文書にてご回答をお願いします。

記

調査対象の失踪技能実習生のうち本邦に在留している74人への調査について示して下さい。

1.74人の聴取票の記述について、最低賃金違反が疑われるのは何人でしたか。

※各人の賃金について、月額給与を労働時間(労働時間が不明な場合は168時間と仮定)で 除した数値で、最低賃金割れか否かを判定してください。もし、別の方法で調査票におけ る最低賃金違反の疑いを評価しているのであれば、その方法を示した上で、人数を示して 下さい。)

- 74人への今回のヒアリング等調査で、全員に、改めて月額給与と労働時間について、具体 的な数値(概算でも可)を聴取しましたか。また、その結果、最低賃金達反が疑われるの は何人でしたか。
- 74 人への今回のヒアリング調査等の調査結果の個票(各人からの聞き取り結果等)の写しを、プライバシーにかかわる部分は伏せて頂いて結構ですので、提供してください。
- 4. 賃金額について、聴取票と今回調査で賃金額が同程度と回答した46人のうち、最低賃金 違反だった人は何人ですか。聴取票より今回調査の方が多い賃金額を回答した8人のう ち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人で、今回調査で最低賃金違反だった人は何人で すか。また、聴取票より今回調査の方が少ない賃金額を回答した16人のうち、聴取票で 最低賃金違反だった人は何人で、今回調査で最低賃金違反だった人は何人ですか。さらに 今回調査で、無回答または不明と回答した6人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は 何人ですか。
- 5. 労働時間について、聴取票と今回調査で同程度と回答した26人のうち、最低賃金違反だった人は何人ですか。聴取票より今回調査の方が長い労働時間を回答した22人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人で、今回調査で最低賃金違反だった人は何人ですか。また、聴取票より今回調査の方が短い労働時間を回答した17人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人ですか。さらに今回調査で、無回答または不明と回答した9人のうち、聴取票で最低賃金違反だった人は何人ですか。
- 6. 2. について、今回の調査結果から最低賃金違反が疑われた人の受入れ機関は何件ですか。 そのうち、厚生労働省に通報したのは何件ですか。また、通報しなかった理由が、時効の 到来によるものである案件はありましたか。
- 7. 5. について、厚生労働省に通報しなかった機関については、どのような調査を行い、通報しないと決定しましたか。また、通報しないことについて、当該、元失除技能実習生に連絡し、納得、理解を得ましたか。
- 今回調査結果で厚生労働省に通報した件数のうち、4月中に時効が到来する案件は、何件ありますか。
- 9.74人への調査の中で、元失踪技能実習生側の客観的資料についての調査、情報提供を求めましたか。元失踪実習生側の客観的資料がない場合は、受入機関側の客観的資料を、元失踪技能実習生の主張に関わらず、全面的に信頼したという理解でよろしいですか。
- 10. 日本に在留している96人のうち、74人が今回の調査に協力頂いたとのことですが、その他の22人について、調査に協力頂けなかった理由を示して下さい。

出所:山井事務所作成

件名:資料要求に係る回答について(平成31年4月2日) 衆議院議員 山井和則議員 様

お世話になっております。

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課のと申します。

御依頼のありました標記について、下記のとおり回答いたします。 提出が遅くなってしまい大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【回答】

今回の技能実習PTによる調査については、聴取票の記載内容だけでなく、実習実施機関への実地検査 や電話による依頼により、失踪技能実習生本人の賃金台帳等の収集を行い、保存期間経過等により当該資料が収集できない場合には、現在、在籍している技能実習生に係る賃金台帳等の収集に努めるなど、可能 な限り、客観的資料により不正の有無の判断を行った。

お尋ねの74人に係る調査の結果、最低賃金違反があったと判断できるものはなかった。

出入国在留管理庁在留管理支援部 在留管理課 (内線 (内線)

出所:法務省回答資料

以上

【朝日新聞朝刊 2019/3/30】

■実習生の死亡や、不正な扱いが疑われる主な例 農作業の実習中に熱中症により意識不明に関 り、病説に搬送されたが死亡 ・約3カ月半の間、休日は4日間。その後自殺

寮で鉄寝中に体調を崩し、救急搬送されたが死亡。亡くなる前、「適労死ライン」は耐えない ものの、労使協定違反の時間外労働

 失踪前の約7カ月間、基本給は月額6万円しか 支給されず最低賃金割れ。労使協定に違反する 月平均約60時間の残業につき、時給700円しか 支給されず

農業の実習生で夜間外出、寮での携帯電話の使 用を制製されていた

法務省PT調査

国人を労働力として使い捨てに は新たな在層資格「特定技能」で される。支援団体や遺族は「外 外国人労働者の受け入れが拡大 してはいけない」と訴える。 蝿が判明した。4月1 自から

20日発表され、すさんな運用の グトチーム(PT)の調査結果が クトチーム(PT)の調査結果が

された
521 機関)だけだった。 ることも判明。このうち、 扱いを受けていた疑いがあ 労働法令適反を含む不正な
9人が撥低賃金割れなどの に失踪して摘発された実習 かったことが判明した。 回の調査まで把握していなち43人の死亡を法務省が今 暫生が17 年の6年間に亡くなった実調査では、2012~17 れていた企業など42 け入れ先を調査し、 弦務省が失踪の把握後に受 機関を対象に実施した。 への死因は、実習中の事故 報告書によると、 また77年1 人のうち、 合 18年9月 そのう

(88)は29日、朝日新聞の取

・ゴク・トゥイさん

を送り出しているベトナ

国別で最多の技能実習生

ム。北部パクザン省に暮ら

働き手に対する責任を持つ

「日本の企業と政府に、

よう強く求めたい」

は意思疎通は図れなくなっ 血と診断された。 物の包装などを担当してい 保の企業に派遣され、農作 どもを抱える。 ゥイさんが駆けつけた時に で仕事を休むようになった 月から青森県内の農薬関チャンさんは2016年 昨年12月、頭痛と発熱 何に入院し、脳出

のために、葬儀の模様をネ 貧しくて来日できない家族男性(泌)の葬儀を営んだ。 トで伝えた。 さん(41)は28日も、

だ妻のグエン・ティ・チャ がに訴えた。今年2月、実 連れていかなかったのか」 東京都港区の寺殿「日新 選」を拠点に活動し、日本 で亡くなったベトナム人実 習生を弔っているベトナム人実 った。 「派遣先がもっと心配してくれていたら、妻は 今も生きていたかもしれな い。 なぜもっと心 関市で亡くなった実習生

亡くした。11歳とも歳の子

)さん (当時34) を病気で

実習生の死者数に「ありえ 法務省の報告書に記された や別の国の人を含めたらも れだけ多いのだから、中国ない。ベトナム人だけでこ 半だ。タム・チーさんは っと多いはず」と話した 子どもが写っている=四日 儀をネット中継で見守る妻と ム人を弔った。7割は実 「借金を抱えて来日す 20、30代の若者が

2月に趣を引き取

い。と伝える意図を持ったいるが、たいしたことはない。の眼界を指摘。「『騒いで 代表理事らは20日、配者会 者と連帯する全国ネットワ外国人の支援団体「移住 査しなければ意味がない」 報告書だ。第三者機関が調 ク(移住連)」の鳥井一平 日本は働き手に責任を「死者もっと多い」 実置生から事情を聴いておはありえない。帰国済みの相配一弁護士は「この数字 がわせる結果だ」と指摘。指 査が中心だったことをうか などと答鐘を鳴らした。

(補野直樹、小松隆次郎)

る調査結果について「受け けていた人を?

見を開き、不正な扱いを受

響制度を引き継ぐものだ」 題が指摘されてきた技能実

思えない」などと批判した。 も、声明で「探測な人権間な外国人受け入れについて 特定技能」による新た 本気で調査したとは

不正な扱い受けた疑い 法務省は43

果にも厳しい目を向ける 不正に関する調査は、摘発 28人▽網死50人▽自殺17 を担う入管当局による調査 村淳平医師は、取り締まり ただ支援者はこの調査結 実習生の実情に詳しい山 8人を受け

ようなシステムそのものを

(平山亜理、ハノイ=鈴木勝子

昨年1年で約30人のベト

出所:日本で亡くなったベトナムの人達の位牌が安置されている寺院 日新窟にて、 公表の了解を得たうえで山井事務所撮影

【毎日新聞朝刊 2018/12/6】

5日の衆院厚労委員会で、 巡り、根本匠厚生労働相は せていた場合は、是正を勧 で外国人技能実習生を働か 受け入れ側が最低賃金未満 を拡大する入管法改正案を 既に帰国した人も含 る。 がつけば、海外に送金させ た使用者には是正を勧告す

と述べた。【遠藤修平】

(帰国した人にも)連絡

不払いなど是正 外国人労働者の受け入れ 厚労相 及。根本氏は「不払いをし 管する厚労省の対応を追 井和則氏は、最低賃金を所 分析し、全体の67%が最低 失踪実習生への聞き取り調 **賃金を下回っていたと主張** 査の資料(聴取票)を独自に

している。国民民主党の山

めて、

不払い分を支払わせ

ると表明し

野党は、法務省が行った

実習生への賃金

【読売新聞朝刊 2019/2/6】

→ 実習生賃金未払いに弁護団

外国人技能実習生らが企業に未 払い賃金を請求するのを支援 賃金弁護団」で、ベトナム語、ビル マ語、中国語、英語にも対応する。

【日経新聞夕刊 2019/2/7】

も多くの権利を救済する とともに、労働実態を明 ける。弁護団は「一人で P) などで相談を受け付 弁護士らが失踪した元実 失踪が相次いだ問題を受 ついてホームページ(H 結成した。賃金未払いに 習生を支援する弁護団を 低賃金以下で働かされ、 外国人技能実習生が最 | らかにしたい」 としてい 労働問題に取り組む る。 FBでは英語、ミャンマ か、HPでは中国語で、 結成したのは「『失踪』

準監督署に申告するなど して雇用先に賃金の支払 け、情報を集めて労働基 HPやフェイスブック いを求める。日本語のほ 実習生未払賃金弁護団」。 (FB) で相談を受け付

弁護団、相談受け付け する。 ベトナム語で対応

失踪実習生の賃金未払い

技能実習生の賃金未払 法務省の

通じて弁護団の情報を発 護士は「通訳や支援者を が帰国しているとみら 答弁している。 支払うよう是正する」と 賃金不払い残業があれば 賃金を下回る支払いや、 働相は臨時国会で「最低 調査を野党が分析したこ ぜひ相談してほしい」と 信しており、目にしたら とで判明。根本匠厚生労 い問題は昨年、 失踪した実習生の多く 弁護団の指宿昭一弁

話している。

a。 ことはないですね。その点についてお答えくださをするんですね。まさか会社側だけに聞くという

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

あり方につきましても見直しを進めております。 に検討するとともに、技能実習制度の実態把握のて、技能実習制度のさらなる適正化について十分習削度に関するプロジェクトチームにおきまし門山政務官を議長として立ち上げました技能実

倫実習生の皆様にも聞き取り闢査などを行っていりますけれども、御指摘のように、そこにいる技す。その際に、既にもうその調査は着手をしてお実習先への聞き取り等、必要な調査を進めていまいまして、現在、地方入国管理局におきまして、するよう大臣から指示を受けているところでござは調査を実施し、関係機関と連携して厳正に対処また、明らかに違法、不当な事案につきまして

承知をしております。 方法、それからスケジュール等を検討するものとロジェクトチームでの議論を踏まえ、今後の調査室の進捗状況の報告も行う予定でありまして、ブタ、開催される予定でございまして、こうした調この点、本日もこのプロジェクトチームの検討

す。
に、何らかの形でお伝えすることになると思いまその結果につきましては、今委員御指摘のよう

きだと思いますが、いかがですか。 査結果は発表すると。それで、年内にも発表すべく ○山井委員 何らかの形でお客えじゃなくて、關

と、政務官に申し伝えます。 の方に未払い分をお支払いするということでよるO佐々木政府参考人 御指摘いただきましたこ 払いであれば、さかのぼってこの労働者の外国人

ちょっと、それは、もう一回答えてください。(発言する者あり)公表すると言っていないの。〇山井委員 公表するということであります。

たします。 だきましたこと、間違いなく政務官にお伝えをい 〇佐々木政府参考人 この委員会で御指額をいた

O山井委員 公表はしない可能性があるんです

いますよ。公表するんですね。か、国民の税金で間査して、これは質問通告して

す。 ました御指摘、間違いなく政務官に申し伝えまれてにおきまして検討されますので、今いただき ○佐々木政府参考人 その段取りにつさましては

ねております。公表するのは当然だと思います。私は、今回のこの隠蔽体質には本当に腹に据えた調査して公表するのは当たり前じゃないですか。 ○山井委員 そういうのを隠骸というんですよ。

にも当然聴取をするということでよろしいですそこでお聞きしますが、この外国人労働者本人

調査を行っております。 習先にいらっしゃる技能実習生の方には聞き取りしゃらない可能性もありますので、その赴いた実態取に応じた方につきましてはもう既にいらっところに今調査に赴いておりますけれども、このの体の木政府参考人 今回の聴取票で問題のある

す。そのことは強く申し上げます。 この聴取悪を書いた本人に当たるべきだと思いまえないかもしれませんから、当然、筋としては、性もあるし、今働いている人はきっちりと物を言性もある」、今の状況、違う可能

しいですか。 の方に未払い分をお支払いするということでよろ払いであれば、さかのぼってこの労働者の外国人払い、残業代末払い、あるいは最低賃金割れの未厚労省として労基署で間查をして、実際、賃金本等なり厚生労働省に連絡が行くんです。それで、本原生労働大臣、そうしたら、法務省からは労基割れで賃金未払いが明らかになったとします。根償

関査を今行っているところでありますと答弁があ能実習生の聴取無について法務省で徹底した実態トチームが立ち上げられて、そして、失踪した技したが、今、門山政務官を議長とするプロジェクの根本国務大臣 先ほど法務省からもお語ありま

育って、是正を徹底いたします。 基準技識反が認められた場合には、是正動告をの競低賃金法違反や、賃金不払い残業などの労働 します。その結果、最低賃金を下回る支払いなど 準監督署がその全数に対して監督指導を実施いた して、このような通報を受けた場合には、労働基 建機関が都道府県労働局に通報をいたします。そ 法令違反の疑いが認められた場合には、出入団管 る支払いや割増し賃金の不払いなど労働基準関係 法務省が行う実態調査の結果、最低賃金を下回

たいと思います。度の適切な運用により、しっかりと対応していき今後とも、法務省とよく相談して、相互通報例

傷者の責任で。 方に支払うということでよろしいですね、厚生労らっていないんだから、そこは、外国人労働者の是正勧告だけじゃないですよ。本人も、払っても払いの賃金はその外国人労働者に払うんですね。

含ないものと考えております。 なっている場合には、そこは、指導することはで なっている場合には、そこはちょっと、時効に る場合でも、強いて言うと、労働基準法上時効と 呼ぶ)ただ、強いて言うと、不払い質金に該当す (山井麥貝[払わせるということでいいですね]と い質金の支払いをするよう是正勧告いたします。 内ははに是正するため、使用者に対して、その不払 なですよ、労働基準法に違反して資金が支払われ 果ですよ、労働基準法に違反して資金が支払われ 及根本国務大臣 労働基準監督署の監督指導の結

金の支払いをするよう是正師告をいたします。 〇根本国務大臣 使用者に対して、その不払い賃 せるというごとでいいですね、外国人労働者に。 とは、時効になっていない部分は事業主に支払わ ○山井委員 時効は二年ですけれども、というこ

なったときには、厚生労働省の責任で、例えば中ませんよ。 ということは、そのことが明らかに帰っておられる方もおられるから、被害に気づきの山井委員 ところが、この方々は、もう本面に

よろしいですね。 けですから、そこまでちゃんとするということでろしいですね。申請するにも被害がわからないわ落して不払い賃金をお支払いするということでよ国に帰っておられるかもしれません、その方に連

お答えするのは差し姓えたいと思います。いうことですが、今の仮定のケースに対して私が○根本国務大臣 どういうケースを想定するかと

す。賃金の支払いをするように是正勧告をいたしまいずれにしても、使用者に対して、その不払い

するということで。ように命ずるということでいいですね、是正勧告ように命っていようが、使用者に対して、支払う方が、技能実習生が中国に帰っていようが、べトる方、当然おられるわけです。そうしたら、その○山井委員 仮定じゃないですよ。帰っておられ

遡及するものと思います。 してですよ、一般論として、連絡がつく場合にはちょっと発言を控えたいと思いますが、一般論とり根本国務大臣 仮定の話に対しては、私は

審として。 国人に支払うのは私は当然だと思います、法の平なことですよ。日本人でも支払うんですから、外れても、連絡をとって支払う、これは非常に重要してそれが明らかになったら、本国に帰っておらす。今回のPTで、最質割れや賃金未払い、調査 O出井委員 これは非常に重要な答弁でありま

す、今の答弁で。根本大臣、よろしいですね、もう一回確認しま

るということになります。 〇根本国務大臣 一般論としては、海外に送金す

百人余りは接害届なんですよ。いう観点からいくと、この二千八百人のうち干九ら賃金未払いです。ということは、例えば最賃と干九百人余り、最賃割れの人は、最賃割れですかり上井委員 この二千八百枚は、特にそのうちの

りですよ。六七%が最質割れ。ということは、核これを、皆さん、見てください。最質割ればか

臣にも、払っていただきたいんですけれども。届なわけですから、全数器変をして、ぜひ根本大為、犯罪、賃金未払いの可能性があるという被害省におかれては、全数、干九百幾つは、違法行統害の端緒の証拠がここにあるんですから、法務害を受けているわけですから、犯罪捜査でいうと

で、見ております。 の根本国務大臣 資料も配付されておりますの

心ですか。 割れの山、干九百人を上回る山、見たことはあるした資料以外で見たことはありますか。この最質○山井委員 ちょっと待ってください。私が配付

そこは見ておりません。 あくまでも法務省ですから、その意味では、私はられておりませんので、その意味では、駿取栗はでやっていますから、聴取栗は私のところに届けり根本国務大臣 聴取票はあくまで法務省の管轄

です。 でするです。後ほどこれはお渡ししますから。日本るんです。後ほどこれはお渡ししますから。日本はないかということでこれを見てもらう必要があ客に根本大臣が、この千九百人以上、幾俟割れでなんです。 野党の議員が二千八百枚見る前に、一次もだめなんですよ。 法務省は最資を守らせる環じ・せしわけないけれども、それ

ほは根本大臣にあるんです。 思われかねません。 想本大臣、これを是正する實円。これは恥ずかしいことです。人種差別国家と習生、私は奴縁だった、適百時間労働で月六万配付資料。どういう矯道か。ミャンマー人技能実ン・ボストでも既に報じられています、きょうの言いたくはないですが、アメリカのワシント

ついては、根本大臣、この質疑の後これはお渡

す。根本大臣、いかがですか。する、労基署が。そうしていただきたいと思いま労者できっちりと、法務省に任せずに実議間査をいる。通報ですよ、これは事実上の。原労省は原で、これだけ最貧制れ、千九百人、被害届が出て法務省のPTは法務省のPTでやっていただいか、労基法違反かを判断する権限は厚労省しかなりとますから。法務省は最賃割れかどうかを判断

おりました。 ん。必要な情報があったときに指導監督に入って 通線だけが端緒になっているわけではありませ 施してまいりましたが、これも入国管理局からの 四万八千件のうち六千件に監督指導を今までも実 の根本国務大百 技能実習実施企業で約六千件、

と思います。
『古法務者で徹底した実態調査を行ってもらいたい
んな背景も事情もあるかと思いますが、そこはまは私は、法務省の聴取票ですから、そこは、いろで徹底した実態調査を行っておりますので、そこは、省が作成していますし、今、ブロジェクトチーム
今回の事案については、やはり、聴取悪は法務

底していきたいと思います。
められた場合には、是正勧告を行って、是正を微対して監督指導を実施して、そして法令違反が認ら、 運報を受けた場合には、我々は、その全数に入国管理機関が都道府県労働局に通報しますか 関係法令の違反の疑いが認められた場合には、出冬下回る支払いや割増し賃金の不正なご労働基準を失け、

たいと思います。 度の適正な運営を含めてしっかりと対応していき今後とも、法務省とよく相談して、相互通報制

ている、こんな恥ずかしい話はないじゃないです外国人労働者には最賃も払わずに奴隷労働をさせ本では、日本人には労基法は守らせるけれども、じゃないんですよ。アメリカでも報道されて、日〇山井委員 そんな悠長なことを言っている場合

80

ひます。 か報告をしてもらえるように、根本大臣、お願い 払いの賃金、外国人労働者、技能実習生に払った 初の委員会までに、何人に、最賃割れの人に、未 そんな無責任な話はありません。ぜひ、来年の最明らかになって、まずは法務省にやってもらう、 ださい。これだけの、千九百人以上の最質割れが か、ぜひ最初の委員会で、根本大臣、報告してく までに、何人に未払いの賃金、最質割れを払った 事。 通常国会の最初の理事会で、ぜひ、そのとき 臨時国会が終わって、通常国会があると思いま

を踏まえて対応したいと思います。 舎で徹底的に今調査しているわけですから、それも対応していきたいと思います。とにかく、法務ので、その関査結果を踏まえて、可能な限り我々ロジェクトチームで徹底的に調査をしておりますり根本国務大臣 今、法務省がしっかりとしたブ

ます。会で報告してもらえるように、委員長にお願いし患官を幾ら払ったか、そういうことを最初の理事問題によって、何人最質が明らかになって、何件会の理事会に、今お願いした、この技能実習生の○山井委員 ぜひ、年明けの最初の厚生労働委員

です。 りながら、法務省は厚生労働省に言っていないん件。ということは、ほとんど、こういう現状を知あったのはたった四十四件なんですよ、四十四年度にも、出入国管理機関から労基署に選報が 〇山井委員 申しわけないけれども、平成二十九〇富岡委員長 理事会に諮りたいと思います。

か。法務省じゃないでしょう。これだけの山のよ為法違反を取り結まるのはごこの役所なんですにまずやってもらうという話になるんですか。労がわかっていないんじゃないですか。何で法務省ですよ。根本大臣、あなたなんですよ。そのこと根本大臣、申しわけないけれども、わかっていな根本大臣、これだけのことが明らかになって、

てどうするんですか。任せで、原生労働省がそんな後ろ向きな客弁をしに明らかになった。にもかかわらず、まだ法務省ていることを外国人には守らない、これが構造的うな、外国人に対して、日本人だったら当然守っ

本大臣、日本の厚労省は見過ごす、そうい。私はそ本大臣、日本の厚労省は見過ごす、そういう人種習生に関しては、労基法違反を知っていても、根れをしないのであれば、無法地帯ですよ。技能実策り出すべきじゃないですか。根本大臣、もしそ法違反について、厚労省もPTをつくって関査にば、今、技能実習生のこの問題の最質割れ、労基づひとも、法務省のPTとは別に、厚生労働省

向きな客弁をお願いします。反について調査する、PTを立ち上げる、ぜひ前習生の今回のこの聴取問題の最質割れや労볾法違根本大臣、ぜひ、厚生労働省としても、技能実

まります。基づき道報いただくということが適切と認識して法令違反の疑いがある場合には、相互通報制度に的にきちんと解明した上で、そして労働基準関係はり、人国管理局で精査した上で、法務省が徹底知しておりまして、その事実関係については、や確全人国警備官がありのままに記載したものと承ない、失談した技能実習生から任意に聴取した情では、各調查項目について明確な定義を置いていり根本国務大臣 幾り返しになりますが、聴取票

て、我々、可能な限り迅速に対応してまいりたい結果を除まえた労働基準監督署への通報に基づい票について調査を行っておりますので、この調査上げられて今構力的に動いておりますので、聴取とにかく、法務省でプロジェクトチームが立ち

ぜひとも、しっかりと闢査して、早急に払っても等に、未払いの賃金をもらう権利があるんです。て帰国している可能性があるんです。日本人と同えずに、多くの技能実習生が違法状態を放置されり山井委員 とにかく、もらえるべき賃金がもら

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果 概要 失踪事案に関する調査

(1) 調査対象

平成29年1月~平成30年9月に不法残留等により入国警備官の聴取を受けて聴取票が作成さ れた失踪技能実習生5,218人に係る実習実施機関4,280機関につき、調査実施。

(2) 調査実施状況

- ①実地調査 1,555機関 (失踪技能実習生2,025人分)
- ②電話·書面調査 2,177機関 (同2,473人分)
- ③協力拒否 113機関(同155人分)
- ④倒産, 所在不明等 270機関(同320人分)
- ⑤失踪後に別途調査済み 165機関(同245人分)

(3) 調査結果 (軽微な書類不備に係るものを除く。)

(2)①②の結果, 721人(631機関), 延べ数では893人分の不正行為等の疑いを認めた。 (2)⑤により、38人(31機関)、延べ数では44人分は既に不正行為措置済みであった。 これらの合計は、759人(662機関)、延べ数では937人分であり、延べ数の内訳は、

- 最低賃金違反 58人(うち措置済み1人)
- ・契約賃金違反 69人 (うち措置済み5人)
- ・賃金からの過大控除 92人
- 割増賃金不払い 195人(うち措置済み19人)
- ・残業時間等不適正 231人 (うち措置済み8人)
- ・その他の人権侵害 36人 (うち措置済み6人) (不当な外出制限, 暴行等)
- 書類不備 222人
- ・その他の不正行為等 34人(うち措置済み5人)(技能実習計画と実習内容の齟齬等) であった。

(4) 対応措置

- 労働関係法令違反の疑いがある事案は、全て労働基準監督機関へ通報済み。
- ・今後,労働基準監督機関の監督指導結果等を踏まえ,処分,指導等を予定。
- ・今回の調査対象機関で技能実習生在籍中のものは、H31年度未までに機構等が実地検査。

死亡事案に関する調査

(1) 調査対象

平成24年~平成29年(6年分)の技能実習生の死亡事業171件

※ 把握済みの128件に加え、監理団体等の報告漏れ、入管局の記載漏れ等の43件 (参考) 在留技能実習生の総数:約15万人(H24)~約27万人(H29)

- 事案発生当時の報告書,死亡診断書等の記録を精査・分析
- 実習実施機関等から補充資料を追加入手

- ① 実習中の事故死 28件 (漁船の転覆, 大型資材による圧死等)
- ② 実習外の事故死 53件(交通事故,海水浴中の溺死等)
- ③ 病死 59件
- ④ 自殺 17件
- ⑤ 殺人又は傷害致死による死亡 9件(同僚実習生によるもの3件)
- ⑥ その他 5件(自殺か事故か断定できないもの3件,解剖するも死因不明2件)

(4) 「死亡事案一覧」の死亡原因が溺死等である事例について

- ・溺死は、(3)の①が2件、②が15件(遊泳中事故等)、④が3件(私的な悩み等)など。
- ・凍死の1件は、(3)の② (飲酒して外出し、山林中で凍死)。

(5) 関係機関の対応状況等

- ・一時帰国中の事業を除き、警察、労基署等が必要な対応を実施。
- 業務上の事故又は通勤による事故については労災認定。

新制度の運用状況等

パネルの写し

(1)新制度による適正化は、全体として一定程度機能

- ① 13か国と二国間取決めを作成し、不適正な送出機関の排除等に一定の効果。
- (2) 機構が実習実施者, 監理団体を計画的に実地検査(H30.12末現在7,000件以上)。
- (3) 機構が技能実習生の保護・支援を実施(母国語相談はH31.2上旬現在約2,300件)。
- ④ 技能実習計画の認定制度の運用を通じ、制度の適正化に努めている。
- 事業協議会等を通じた適正化の取組がみられる。
- ⑥ 新制度入国者の失踪率は、旧制度入国者の失踪率よりも低い(下欄(2)(3)の表参照)。

(2) 失踪, 死亡事案等に対する対応体制には, 以下の課題

- ① 失踪事案の届出受理後の証拠収集等の初動対応が必ずしも十分ではない。
- ② 聴取票の聴取項目が不十分であり、聴取結果が有効に活用されていない。
- ③ 入管当局における死亡事案の把握が不十分であった。
- ④ 人権侵害行為の禁止規定等の適用実績が少ない。

新制度下で受け入れた技能実習生の失踪状況等

(1) 失踪者数の推移

	(a) 前年末在留技能実習生数 +当年新規入国技能実習生数(人)	(b)失踪者 (人)	(c) (b)の(a)に対する 割合
平成27年	264,630	5,803	約2.2%
平成28年	298,786	5,058	約1.7%
平成29年	356,276	7,089	約2.0%
平成30年	424,394	9,052	約2.1%

(2) 新規入国当年中の失踪状況の比較

平成29年新規入国の旧制度の技能実習生と平成30年新規入国の新制度の技能実習生 につき, 入国当年中の失踪状況を比較

	入国者(人)	入国当年の失踪者(人)	失踪率
平成29年(旧制度)	127,657	1,163	約0.9%
平成30年(新制度)	130,699	658	約0.5%

(3) 新規入国後約1年経過時点の失踪状況

平成30年2月・3月入国の技能実習生の平成31年2月末時点の失踪状況を比較

	H30.2~3の入国者(人)	H31.2末時点失踪者(人)	失踪率
総数	10,626	243	約2.3%
旧制度	4,758	158	約3.3%
新制度	5,868	85	約1.4%

出所:法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果概要」

18

運用の改善方策

(1) 失踪, 死亡事案等への対応の強化

① 初動対応の強化

機構又は入管が、事案発生後速やかに実地検査を行うなどし、実習生の賃金等に 関する証拠を確認・保全。不正等があれば通報、処分等。

- ② 聴取票の在り方の見直し
 - ・聴取票の様式を改善し、十分な聴取項目を設ける。
 - 専門性を有する入国審査官が聴取を行い、①も踏まえ、事実を解明。
- ③ 入管当局における死亡事業の把握の徹底(関係情報の定期的な照合確認)
- ④ 失踪に帰責性がある実習実施者は、一定期間新規受入れを停止(省令等の改正)

(2) 失踪等の防止に資する制度の適正化の一層の推進

- ① 二国間取決めの対象国拡大及び運用強化
 - ・中国、インドネシア等との二国間取決めの作成を急ぐ。
 - ・送出国への通報や処分要請などによる送出機関の適正化を更に強化。
- ② 口座振込み等による報酬支払いを求める措置の導入

特定技能制度と同様に,報酬の支払いは口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うものとする(省令等の改正)。

③ 在留カード番号を活用した不法就労等の摘発強化

外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を追加し,厚労省と法務省の情報共有 や,警察等との連携を通じ,不法就労等の摘発・処分を強化。

④ 特定技能への移行についての周知徹底

監理団体,実習実施者及び実習生に対し,技能実習の修了後の特定技能への移行 について丁寧に周知。

5 技能実習生に対する支援・保護の強化

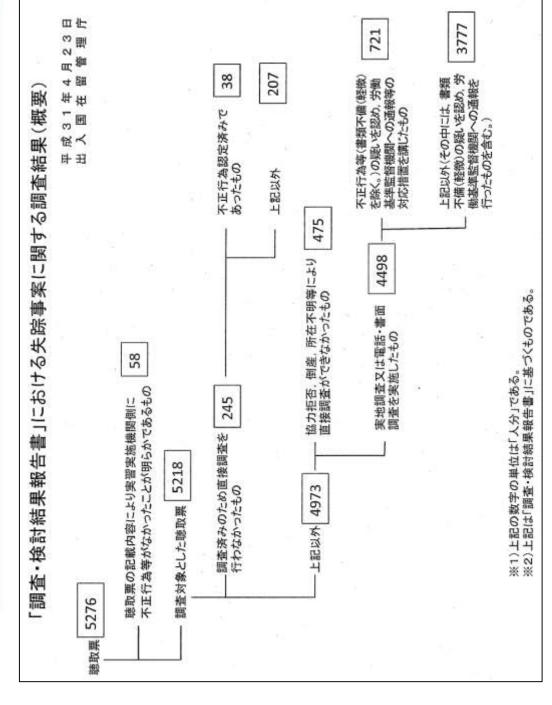
母国語相談,実習先変更支援等の支援制度や総合的対応策に基づく支援策の周知 を徹底し,これらの活用の拡大を通じ,実習生の保護を強化。

⑥ 迅速・広汎な情報共有に基づく厳正な審査・検査

実地検査結果や送出機関の情報など各種情報を機構,入管及び厚労省が迅速に共 有。実習実施者や監理団体に対する審査や検査等を厳正に実施。

(3) 前記施策実施のための入管及び機構の体制の強化

出所:法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの 調査・検討結果概要」



死亡したりした場合は、

みで賃金を支払う仕組みを

預貯金口座への振り込 現金の手渡しではな

数確認された調査結果を受 不払いなどの不正行為が多

技能実習生に対する賃金 法務省は二十九日、外国

実習先への検査で不正行

た。

技能実習生への不正多発

賃金振り込み導入

導入する方針を明らかに

にすることも検討する。 れを一定期間できないよう あった場合、新規の受け入 る。失踪の原因が実習先に 働基準監督署などに通報す 為の疑いが判明すれば、労

実習生が失踪したり、

【毎日新聞朝刊 2019/3/30】

を保全するとした。 先へ検査に入り、関係証拠 管当局などが速やかに実習

多い。

借金を返す必要があ

支払い、来日するケースが

業者に多額の保証金などを

実習生は借金をして仲介

人新制度開始を前に、技能

四月一日の外国人就労拡

る。入金を記録し、不正を

制度の省令でも規定してい

口座への振り込みは、

このほか、

実習生や実習

員確保など実効性の担保が 善する姿勢を示したが、人 実習制度の運用も早急に改

> 決めを結ぶ国を増やしてい するため、情報共有の取り がある。悪質な業者を排除 も声を上げにくいとの指摘 るため、劣悪な労働環境で

で実習先に義務付ける方針 防ぐ狙いがあり、省令など

> 習生の支援の充実も図ると 能」への移行の周知や、 られる在留資格「特定技 先に対して、新制度で設け

交付金申請 対象自治体 3 吉

ち ったとみられる。 が先月13日と遅く、 の基準を満たした外国人集住自治体など該当する。 置を支援する交付金の公募を締め切った。都道府県や政令市、一定法務省は15日、地方自治体による外国人向け一元的相談窓口の設 申請は37自治体にとどまった。公募要領の公表と受け付け開始 自治体側に十分な検討をする時間的余裕がなか 【和田武士 自治体のう

決定した外国人との共 外国人労働者の受け入 加策。政府が昨年末に 始(来月1日)に伴う れを拡大する新制度開 元的窓口設置は、 口拡充、 費10億円を計上し、窓 2次補正予算に必要経 開設を目指して今年度 盛り込んでいた。4月 国約100カ所設置を 新規設置とも

生社会実現に向けた

総合的対応策」にも全

交付する方針だった。

自治体は3分の1程度 延長したが、

・申請した

〇〇〇万円を上限に

りを当初の先月末から 次いだ。そこで締め切 検討する時間がない」 は自治体から「内部で などの問い合わせが相 ところが、法務省に

> 望もあったという。 討してほしい」との要 は「来年度の公募を検 でもあり、自治体から 当初予算が固まる時期 にとどまった。来年度

改正人

応していく」と述べ

会見で自治体の要望に 対応する窓口だ。山下 年で無料相談に応じる 府が想定するのは、 らかの相談体制をとっ ているという。だが、政 ついて「財務当局とも 原則11言語以上で

相談した上で適切に対

最大計34万5~

政省令 を公布

務省令を公布した。受 働者の受け入れを拡大 改正によって外軍人労 する新制度の政令と法 政府は15日、入管法 先には日本人と同等以 どを定めた。受け入れ 留資格を取得する外国 け入れ先や、新たな在 人が満たすべき基準な

貴司法相は15日の記者 が、外国人のための何 自治体の9割超

法務省によると、 護や建設など4業種が 対象で、施行5年間で 種類がある。 能が必要な「2号」の2 知識・経験を要する 求めている。施行は改 正法と同じ来月1日。 契約を結ぶことなどを 上の報酬を支払う雇用 1号」と、勲練した技 「特定技能」 新たな在留資格は 1号は介 一定の

準省令には、

報酬額の

ほか、外国人が帰国旅

の受け入れを見込む。

新設する特定技能基

宅確保や日本語学割機 ることなどを明記し 費を負担できないとき 画を策定する。 生活をサポ た。受け入れ先は、 は受け入れ先が負担す

会の提供といった日常 トする情

▽契約の基準

報酬額は日本人と同等以上

一時帰国を希望した場合は休暇を取得させる 帰国旅費を本人が工面できないときは、代わ りに負担

▽受け入れ先の基準 労働、社会保険、税金に関する法令を順守

同種業務に従事する人を自発的でない形で辞 めさせていない

暴力団関係者の関与がない 悪質な紹介業者の介在がない

報酬支払いは預貯金口座への振り込み

入国前に契約内容や在留に必要な情報の提供 出入国時には空港まで送迎

住宅確保や口座開設、携帯電話利用の支援 生活に必要な日本語の学習機会提供

る特定技能基準省令

2019年4月24日 衆議院法務委員会 山井和則 配付資料